

第1部 災害に強いまちづくり

第1章 防災都市計画

担当	関係各課等
----	-------

1. 現況

人口、産業が集中している市街地の密集地域においては、地震発生時には大規模な災害が起きる危険性が高い。都市計画としては、避難地、避難路等としての都市基盤施設の整備や建築物の不燃化推進に努めているが、中には土地利用が不健全なため、都市基盤の整備が立ち後れている地域も存在し、安全な都市環境の実現を図っているところである。

2. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、災害時における町民の安全を確保するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を整備し、防災機能の強化に努める。その際、大規模地震後の複合災害[※]の発生可能性についても認識しておく必要がある。

また、本町は、大規模自然災害に対して被害の防止及び軽減に関する各種対策をより効果的に実施するとともに、いち早く復興まちづくりに取り組むことができるように、想定される被害やまちづくりの課題を把握・整理し、復興まちづくりに向けた基本方針や実施体制等を定めた「復興計画」の事前策定に努める。

※複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

3. 計画内容

(1) 公共施設の高台への移転整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、本町役場庁舎は災害時の活動拠点として、また、早期の復旧復興を果たす活動拠点として、その役割の重要性が見直された。このため、本町役場庁舎を、津波による被害を受けない高台に統合整備し、本町としての防災機能を強化した。

さらに、高台移転に向けて、小学校等の統合・移転、町立図書館や町立体育館等の社会教育施設、浸水想定区域内の古座消防署や消防屯所（防災拠点施設）の移転推進、くしもとこども園の高台新設により、災害に強いまちづくりを推進する。

（2）高速道路を利用した避難場所等の整備

和歌山県の浸水想定により、国土交通省は、南海トラフの巨大地震が発生した場合、国道42号すさみ一串本間の6割、串本一太地間は8割が津波により浸水し、通行不能になると予測している。

現在事業が進められているすさみ串本道路及び串本太地道路については、海岸及び山裾に沿った線形を基本として民地近くで海拔の高い位置に建設されることとなっている。このため津波発生時には一時避難場所や物資等の供給及び医療・救護体制を確立するための避難階段の整備や工事用道路を活用した緊急用出入口の設置などを要望している。串本太地道路においても、平成30年4月に事業が開始され、すさみ串本道路と同様に海拔の高い位置に建設されることから、避難階段の整備や工事用道路を活用した緊急用出入口の設置など整備を要望していく。

また、串本インターチェンジ（仮称）の整備予定箇所は、高台にあって周辺には役場庁舎、病院、消防本部など、災害時の拠点となる施設のほか、国や県の関係施設が立地していることから大規模災害発生時には、高速道路を利用して地域との連携を図り早期復旧を推進する。

（3）市街地の整備

本町は、特に老朽木造住宅密集地で道路・公園等の防災関連施設の整備されていない地域について、地域住民の理解と協力を得たうえで、土地区画整備事業、市街地再開発事業等により面的な都市基盤の整備を推進する。

また、住宅地については、低・未利用地の有効活用、老朽住宅密集市街地整備の促進などを検討し、住宅・住宅地供給に関する基本方針及び基本計画を定め、防災機能の向上、住環境の改善を図り、住みやすく災害に強い住宅地の整備を推進する。特に、密集市街地については、「串本町地域防災力向上モデル地区育成事業」を推進し、防災力の向上に努める。

なお、適切な管理のなされていない空き家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を検討する。

（4）防災空間の整備

災害時において、公園、緑地及び道路等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間である。これら都市基盤施設の整備を効果的に推進し、防災空間の確保に努める。

ア．道路の整備

本町の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路*又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想される。

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、多

重系交通ネットワークの形成を図るため、幹線町道（1・2級）及び補助幹線道路の拡幅等の広域的な整備を推進する。

特に、津波からは「とにかくすぐに逃げること」が重要であることから、津波危険地域等を重点として、避難路の防災対策を推進する。

また、農地部や山間部においては、道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、以下の対策を行う。

(ア) 集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

(イ) 豪雨により道路や橋梁等交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

※補助幹線道路：近隣住区内の交通の集散を受け持ち、沿線施設等への円滑なアクセスや良好な生活空間を形成する幹線道路

イ. 公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは火災時の延焼遮断帯としての機能を有する。

公園整備について、町関連計画に沿った備蓄倉庫、耐震性貯水槽、夜間照明施設等、防災機能を備えた防災公園、また、災害復旧道路となる近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路及び串本太地道路の串本インターチェンジ（仮称）及び緊急用出入口付近の高台において整備を促進する。他の地域においても、同様の防災機能を備えた防災公園整備を計画的に推進する。

さらに、既設公園については、防災機能向上を推進し、防災環境の整備・充実を図る。

ウ. 市街地緑化の推進

「緑」の重要な供給源である公園の整備や、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

河川については、オープンスペースを活用した緑地の整備に努めるとともに、幹線道路についても沿道緑化を推進する。

エ. 高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法^{*}及び「和歌山県福祉のまちづくり条例（平成21年）」に適合した建築物等の整備促進を図る。

※バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成18年制定

(5) 木造住宅密集地域の整備促進

木造住宅密集地域では、震災による建物倒壊や火災の発生等による被害がより拡大す

るおそれがあるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・避難地の整備、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを推進する。

(6) 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備促進

地震による火災は同時多発の危険性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大するおそれがある。また、東日本大震災による教訓として、津波による被害においては水害だけではなく、広範囲にわたる火災の発生が確認されている。

こうした事態に備え、本町は、町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、標高24mの高台に防災拠点となる消防防災センターを整備した。

住民に対しては、火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等、出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、避難所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保・消防水利の整備を推進する。

(7) 土砂災害予防の推進

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。そこで、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、以下の対策に積極的に取り組む。

ア．災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

イ．住民への周知

(8) 津波防災対策の推進

津波は、比較的発生頻度が高く（数十年から百数十年に1回の頻度で発生する。）、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、防波堤などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（L1津波）と、東日本大震災で発生した津波のように、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）が想定される。

本町は、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成27年3月）」等に基づき、近い将来発生する南海トラフ地震による津波から地域住民等の命を守るため、行政、地域、住民一体となって津波防災対策に取り組んでいく。

津波防災対策は、以下に示すように、逃げる対策（ソフト対策）と避難を助ける対策（ハード対策）の双方を効果的に実施し、住民の理解と協力の下に津波に強い串本町を目指す。

ア．津波警戒標識設置

イ．避難標識・ハザードマップの充実

ウ．木造住宅の耐震化

エ．安全な避難路の新設・整備（手すり、照明（LED避難誘導灯等）及び避難誘導標識の設置等）

- オ. 安全な避難場所の新設・整備（避難所の耐震化、ユニバーサル化等）
- カ. 避難困難地域の解消（津波避難ビルの指定、津波避難タワーの設置、避難シェルター等）
- キ. 海岸線の開口部対策（陸こうの常時閉鎖、ゲート化等）
- ク. 正確・迅速な情報提供（防災行政無線のデジタル統合整備、戸別受信機の整備、災害対策本部と各地区との情報伝達体制等）
- ケ. 緊急輸送道路等の整備（橋梁の耐震補強、道路の拡幅等）
- コ. ライフラインの強化・耐震化（水道管の耐震化、ライフライン関係機関との連携等）
- サ. 物資・資機材の備蓄（避難場所への物資備蓄、地域における物資備蓄等）
- シ. 津波による浸水被害の軽減対策の実施
- ス. 地域の中核となる防災拠点の整備（公共施設の耐震化）
- セ. 復旧・復興計画の策定への取り組み（復旧事業計画、復興事業計画の検討等）
- ソ. 住民とともに進める防災まちづくり

(9) 地域防災力向上モデル地区

災害に強いまちづくりの推進のため、「地域防災力向上モデル地区」として種々の防災活動や事業実施に協力が得られる地区を本町がモデル地区として指定し、本町、モデル地区、関係機関が協議をしながら防災活動・事業を行い、災害に強い町づくり推進への検証、地域防災活動の活性化を目的として計画的に実施する。

(10) ブロック塀・石垣の倒壊対策

ブロック塀・石垣等の倒壊による災害を未然に防止するため、避難路や通学路を中心に安全対策の向上に努める。

また、避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を促進する。

(11) コンピュータの安全対策

本町で保有する重要なデータ及びシステム等について、クラウド化等によるセキュリティの確保に努めるとともに、自庁内で保管する場合は耐震補強、機器の落下倒壊防止、データの保管等の安全対策及びバックアップを行う。

(12) ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

上水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。

本町は、上水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

また、県が作成した液状化ハザードマップを活用し、液状化の危険性を周知する。

(13) 下水道の整備

本町は、排水不良が災害時の浸水などによる被害を一層拡大する要因であることを踏まえ、これに対処するため排水不良地域から順次水路の整備計画を立てて整備を推進する。

(14) 衛生施設の整備

本町及び串本町・古座川町衛生施設事務組合は、ごみ処理施設、し尿処理施設についても、災害時の清掃活動に支障のないよう整備・充実に努める。

また、串本火葬場については、耐震・老朽の両面を考慮し、災害時の円滑な施設稼動のためにも、串本町第1次実施計画において計画している新火葬場の建設に努める。

(15) 防災関係機関・団体との連携強化

災害後の各種応急対策活動は、本町とさまざまな防災関係機関、団体が連携して実施される。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ以下の点について準備を行っておく。

- ア. 協定等の締結
- イ. 定期的な情報交換の実施
- ウ. 防災訓練の実施

(16) 復興計画の事前策定等

被災後、早期かつ的確に本町域の復興を進めるには、平時から準備できることに取り組み、復興まちづくりに必要な知識を学んでおく必要があり、本町は、「和歌山県 復興計画事前策定の手引き」などを踏まえ、あらかじめ以下の点について検討し、復興計画の事前策定に努める。

ア. 復興体制

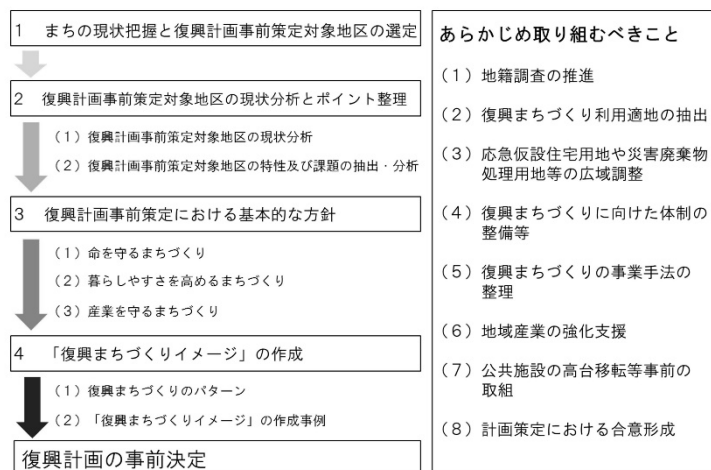
広範囲にわたり甚大な被害を受けた場合には、復旧・復興事業が同時かつ大量に発生し、事業を進めるノウハウ不足に加え、これらを担う人材や工事の資機材が不足する状況下においても、復旧・復興事業を迅速に進めることができるよう、UR都市機構などへの復興事業の委託やCM（コンストラクション・マネジメント）方式等の発注方式、復興事業を効果的・効率的に進めるための工事調達方法等について事例研究等を行い多様な業務執行体制を検討する。

また、復興まちづくり体制の整備については、遅くとも復旧期から復興まちづくりに着手することができるよう、専門部署の確保や復興本部等の早期設置に留意し検討を行う。

〈復興計画の事前決定のフローイメージ〉

イ. 復興手順

復興手順とは、被災後の復興まちづくりにあたっての「取組項目」と「手順・手続き（実施時期）」を示したものをいい、以下のような復興計画の事前決定のフローイメージを踏まえ明確化に努める。



出典：復興計画事前策定の手引き（平成30年2月 和歌山県）

ウ. 基礎データの事前整理、分析

まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を分析できるよう、土地利用規制に関するデータ、復興事前準備の検討のベース図となる地形図、土地利用・建物利用現況図、都市基盤施設の整備（予定）状況図、対象地区等の防災に関する現況・課題、方針を示す上位関連計画と、災害リスクを把握するためのデータなどの有無について確認し、必要に応じて充実に努める。

エ. 復興における目標等

対象地区の現状分析や課題の整理を踏まえ、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」の観点から具体的に検討すべき事項等を整理し、串本町長期総合計画や串本町国土強靱化計画等とも整合を図りながら復興における目標などを検討する。

オ. 復興訓練の実施

復興訓練の実施については「第2編第3部第1章2. 計画内容（7）復興まちづくり等に関する訓練」を参照。

カ. 被災後の応急仮設住宅やがれき置き場等の候補地

応急仮設住宅の候補地については「第2編第2部第5章3. 計画内容（9）応急仮設住宅等の事前準備」及び、がれき置き場等の候補地については別途定める「串本町災害廃棄物処理計画」と整合を図り、各候補地の適正配置に努めるとともに、域内での確保が困難な場合に備えて、災害時相互応援協定等による広域市町村連携の強化などを検討する。

第2章 建築物災害予防計画

担当	関係各課等
----	-------

1. 現況

本町の建築物の現状は、第1編第2章第2節「社会的条件2. 建築物」で示すとおり、木造建築物が全体の9割以上を占めており、地震発生時には家屋の倒壊、地震火災の発生・延焼等の危険性が全町域に潜在しているといえる。特に、建築物密集度が高く古くからの木造建築物が存在する地区における耐震性・耐火性等安全性の確保が必要である。

2. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する町庁舎、消防署、病院、学校、町有施設等の公共建築物については、耐震化（非構造部材を含めた耐震対策を含む。）を推進し、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震・耐火構造の普及に努める。

3. 計画内容

(1) 串本町耐震改修促進計画の見直し

地震被害想定の見直し、並びに計画進捗状況を踏まえて、串本町耐震化促進計画（令和3年3月改訂）の見直しを行う。

(2) 建築物の耐震・耐火対策の促進

本町、県をはじめ防災関係機関は、建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

ア. 公共建築物

本町及び県等は、公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

また、本町は県と連携し、所有者が行う耐震診断等に対して、耐震診断費補助制度に基づく助成に努め、診断・改修の促進を図る。

イ. 民間建築物

本町は、特定建築物（一定規模以上の病院、大規模店舗等多数の者が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な耐震改修等の指導、助言、指示等を行い、進捗管理に努める。特に、昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設については、その施設の管理者等に耐震補強や改築等の実施を求めていく。

本町をはじめ防災関係機関は、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止など、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

ウ. 避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年7月6日和歌山県条例）に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

(3) り災証明書の発行体制等の整備

り災証明書の発行担当部局は、町民の生活再建を迅速に実施するために必要なり災証明書発行の円滑化を図るため「被災者台帳」を作成する。

り災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

また、り災証明書の発行担当部局と被災者援護実施担当部局は、被災住民に迅速かつ的確な対応がとれるよう協定締結や事前協議等を行い、り災証明書の発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、り災証明書の速やかな発行に向けて、被災した住宅の被害認定を行う「住家被害認定士」の確保が必要となることから、県による養成事業等を活用し、ノウハウを持った人材の計画的な育成を図る。

(4) 被災家屋からのアスベスト飛散防止対策

県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物の実態調査を行い、調査結果を基に「アスベスト台帳※」を作成し、県内市町村と情報共有を図っている。

また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識の情報提供を行っている。

本町は、県のアスベスト台帳及び「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について、災害時の被災建築物応急危険度判定における判定結果と照合して、応急的なアスベスト飛散防止対策を行える体制の整備に努める。

また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等のアスベスト暴露防止のため、アスベストの吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発に努める。

※「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第3章 水害予防計画

本町、県及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の破堤等により発生する洪水等の水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1節 河川防災計画

担当	建設課、総務課、消防本部
----	--------------

1. 現況

本町の河川は、町域北側の古座川町に水源を持つ二級河川古座川が、本町の東部を南流し海に注いでいる。流域面積は356 km²、流路延長は56 kmであり、流域の上流部において七川ダムによる洪水流出量の調節が行われており、近年では、外水氾濫等による洪水被害は格段に緩和されるようになっている。その他、本町域には二級河川及び普通河川が多数存在している。

河川重要水防箇所には42箇所（重要度A：11箇所、重要度B：31箇所）が指定されている状況である。

本町の水防倉庫は、串本地区の植松防災センターにあり、水防活動のための各種資機材を保管している。

■本町内の河川

種別	名称
二級河川	熊谷川、和深川、小川谷川、安指川、田子川、江田川、田並川、小川、有田川、大山川、貝岡川、高富川、二色川、宮川、鬮野川、須賀川、姫川、伊串川、西谷川、神野川、古座川、右東谷川、宮城谷川、津荷川、田原川、佐部川、里川、三尾川

2. 計画方針

本計画及び串本町水防計画により、河川重要水防箇所を中心に、河川の改修・水防施設の充実を図る。

また、県における河川改修事業等による防災事業の実施を図り、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努めるとともに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び

県が組織する「東牟婁地域等における大規模氾濫減災協議会」を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通、事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

本町は、県及び他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。

3. 計画内容

(1) 河川・水路の整備

河川施設について、過去の大水害の実績や流域の開発に見合った計画を立て、河川改良・改修事業等について必要な調査を行い、豪雨時や地震防災上緊急性の高いものから順次改良・改修工事を実施し、河川の氾濫や溢水、破堤等による浸水被害の軽減に努める。

(2) 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

(3) 水防資機材の整備・充実

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。

(4) 浸水想定区域の周知及び警戒避難体制の整備

洪水予報河川である古座川流域については、県が作成した浸水想定区域図を基にハザードマップを策定し、関係地域への配布やホームページ掲載等により、関係住民に浸水想定区域や避難場所等を周知する。また、その他の河川についても、浸水想定区域図等が作成された場合には同様の対策を講じる。

ハザードマップ策定にあたっては、浸水想定区域図を基に、過去の浸水実績を考慮して避難場所等の検討を行い策定した。これにより、避難判断水位等の水位情報が持つ意味等の理解促進を図り、警戒避難体制の整備を進める。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

（6）七川ダムによる事前放流の周知

七川ダムは本町域外に位置するが、下流で大きな被害を発生させる洪水が予測される
ときに、県の要請により、あらかじめ可能な限り水位を低下させる事前放流の運用が平
成24年6月から開始されていることから、本町は、必要に応じて、和歌山県ダム洪水調
節機能協議会と連携し、流域住民等に対して注意事項等の周知に努める。

【資料3 和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準】

【資料4 知事管理河川重要水防箇所個別調書】

【資料52-1 避難促進施設一覧表】

第2節 ため池防災計画

担当	産業課
----	-----

1. 現 況

本町には、19 箇所（防災重点農業用ため池は 13 箇所）のため池があり、そのうちの多くは築造された年代が古く、年々老朽化が進んでいる。

■防災重点農業用ため池

ため池名称	所在地	重要度	貯水量 (m ³)	想定被害	
				家屋数	公共施設等
下佐池	高富	B	31,200	10	JR
白旗池	二色	B	22,500	—	診療所、JR、国道
弁天池	くじの川	B	25,200	3	JR、国道、町道
姫池	姫	B	11,000	4	JR、国道、町道
池の谷池	伊串	B	9,000	1	JR、国道、町道
大浦池	西向	B	2,000	20	JR、国道、町道、中学校
東谷池	神野川	B	14,000	38	JR、国道、町道
岩渕小池	西向	B	2,000	79	県道、町道、JR、旧古座分庁舎
岩渕大池	西向	B	27,000	79	県道、町道、JR、墓地、旧古座分庁舎
岩渕谷池	古田	B	15,000	8	県道、町道、JR、
よこぼり池	中湊	B	7,000	—	県道、町道、JR、
ひょうたん池	津荷	B	3,000	6	町道、国道、JR、
山中池	田原	B	1,000	—	JR、国道

注) 指定基準は以下のとおり。

- A：特に重要と思われる箇所
- B：次に重要と思われる箇所
- C：やや重要と思われる箇所

2. 計画方針

ため池は、緊急用水として活用が期待できるが、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によりため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、周辺の人家に被害をもたらすおそれがある。

このため、危険なため池については、施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し、地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に平成24年度に策定された「和歌山県ため池改修加速化計画」や「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月施行）に基づく県の推進計画、及びため池の劣化状況評価

と豪雨耐震性評価に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を進めるとともに、日常の点検、維持保全の徹底を図る。

3. 計画内容

(1) 点検調査の実施

老朽化の進んだ危険性の高い施設に重点を置いた定期的な点検調査を継続するとともに、本町内のため池改修計画を策定する。

(2) 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について、必要な改修工事や対策を推進する。

改修に着手できないため池については、県が作成に着手した「ため池決壊時浸水想定区域図」に基づき、ため池ハザードマップの作成、不要貯水の排除、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等保全、管理などのソフト対策を推進する。

【資料5 重要水防箇所（防災重点農業用ため池）】

第4章 土砂災害予防計画

近年の人口増加や土地利用の多様化が進む中、本町においても山麓への宅地開発や住宅増加がみられ、土砂災害の危険性が高い地域が増加する傾向にある。このような地域は、土砂災害から住民の生命及び財産を保護するため、土砂災害防止法に基づき、県で調査・指定が行われている。

今後、警戒雨量等を設定し、土砂災害時における警戒避難体制の確立が望まれる。本町の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。代替道路の確保や早急な道路啓開[※]体制の確立、無線による連絡体制の強化、ヘリコプター発着場の指定整備等の対策が望まれる。

また、和歌山県盛土総点検（令和3年）の結果では、本町内での詳細調査又は対策を行う必要がある箇所はないが、今後、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うとともに、違法な盛土の造成が行われないよう留意していく必要がある。

※道路啓開：災害時に発生した道路上の電柱・建物等の倒壊物、崩土、落下物、放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保することである。

■本町における各危険箇所数

土砂災害区分	箇所数
土石流危険溪流	I：106 溪流、II：61 溪流、III：3 溪流
急傾斜地崩壊危険箇所	I：155 箇所、II：173 箇所、III：52 箇所
崩壊土砂流出危険地区	146 箇所
山腹崩壊危険地区	360 箇所
地すべり危険箇所	3 箇所
土砂災害警戒区域	上記のうち、811 箇所（急傾斜地、土石流、地すべり）

令和3年8月末現在

土石流危険溪流 I：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が5戸以上等

土石流危険溪流 II：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が1～4戸

土石流危険溪流に準ずる溪流 III：土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

急傾斜地崩壊危険箇所 I：被害を及ぼす可能性のある人家戸数が5戸以上等

急傾斜地崩壊危険箇所 II：被害を及ぼす可能性のある人家戸数が1～4戸

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）が平成13年4月に施行され、土砂災害のおそれのある区域等についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することとされた。

このため、土砂災害警戒区域（811箇所）についての対策を強化する。

1. 和歌山県

県は、急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりのおそれのある土地について、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、特別警戒区域内においての特定開発行為を制限する。

2. 串本町

本町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、警戒区域の指定があったときは、本計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項（警戒区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等）を定めるとともに、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地の把握等に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する等の必要な処置を講じる。

さらに、警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。

3. 要配慮者利用施設における避難確保

警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

【資料 52-1 避難促進施設一覧表】

第1節 土石流防災計画

担当	建設課、総務課
----	---------

1. 現 況

本町には、土石流危険渓流Ⅰが109渓流、土石流危険渓流Ⅱが66渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲが4渓流存在している。

土石流危険渓流には、土石流が到達し土地家屋が被災するおそれがある範囲として氾濫域が設定されており、山地から土石等が流れ出し平野部に至る場所に設定されている。

2. 計画方針

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人命及び人家を守るため、砂防事業を促進する。

また、土石流危険渓流の公表・周知を行うとともに、災害の発生が予想される注意すべき区域について災害予防に必要な措置を講じる。

3. 計画内容

(1) 砂防指定地の指定

県に対して、土石流危険渓流等土砂災害のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と、高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流において重点的に砂防事業の推進を要請する。

また、当面对策工の整備が進まない土石流危険渓流については、本町が地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

(2) 危険渓流の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険渓流への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険渓流の周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される「土砂災害警戒情報」等を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料6 土石流危険渓流一覧表】

第2節 がけくずれ防災計画

担当	建設課、総務課
----	---------

1. 現 況

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが157箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが178箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが91箇所存在している。

2. 計画方針

危険箇所の公表・周知を行うとともに、崖崩れの発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる。指定要件の整った箇所は、既に対策工事が施されており、今後、老朽箇所の点検・改修等、施設の維持管理に努める。

また、県における急傾斜地崩壊対策事業による防災事業の実施を要請し、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と増加抑制

本町の場合、指定要件の整った急傾斜地崩壊危険箇所は既に区域指定を受けており、崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止工事が県にて実施されている。

今後、宅地の山麓への拡大により、もともと土砂災害の危険性が潜んでいる場所への居住区域の拡大も想定されることから、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発されないように、一定行為の制限並びに土砂災害危険箇所の増加抑制に努める。

崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要配慮者関連施設等を含む箇所から重点的に保全する。

(2) 危険箇所の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、崖崩れが発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される「土砂災害警戒情報」等を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】

第3節 山地防災計画

担当	産業課、総務課
----	---------

1. 現況

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）は、土石流や急傾斜地崩壊と同様の災害が発生するおそれがある危険地区のうち、県農林水産部森林整備課が所轄となっているものである。

本町には、崩壊土砂流出危険地区が146箇所、山腹崩壊危険地区が387箇所存在している。

2. 計画方針

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）の公表・周知を行うとともに、山地災害の発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる予定である。

また、県における治山事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 崩壊危険地の予防対策

危険度把握のために定期的な調査点検を行い、崩壊発生危険度の高い地域から計画的な治山事業を実施するよう県に要請する。

(2) 治山施設の点検

治山事業を実施した箇所について、異常があった場合は施設管理者に報告し、被害を最小限にとどめる。

(3) 保安林の指定・管理

保安林整備計画に基づき、土砂災害の防止等公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定し、適正な管理に努める。

(4) 危険箇所の周知と災害対策

山地災害危険箇所を公表・周知するとともに、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

【資料8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】

【資料9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】

第4節 地すべり防止計画

担当	建設課、総務課
----	---------

1. 現況

本町の地すべり危険箇所は3箇所（全て国土交通省所管箇所）存在している。これらの危険箇所は、地すべり地域指定はないものの、緊急時における警戒体制並びに避難等について留意する必要がある。

2. 計画方針

地すべり危険箇所の公表・周知を行うとともに、地すべり災害の発生が予想される注意すべき箇所について災害予防に必要な措置を講じ、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 地すべり防止区域の指定

県に対して、地すべり災害のおそれのある箇所について、逐次、地すべり防止区域の指定、要配慮者の関連施設、避難場所等の公共施設に係る地すべり危険箇所においては重点的に地すべり防止工事の推進を要請する。

また、当面对策工の整備が進まない地すべり危険箇所については、本町が地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

(2) 総合的ながけ崩れ対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、地すべりが発生するおそれのある危険箇所への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険箇所の周知徹底や防災意識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県から提供される警戒避難に資する情報を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料10 地すべり危険箇所一覧表】

第5章 海岸防災計画

担当	建設課、産業課、総務課
----	-------------

1. 現況

本町の沿岸部は外海に向かって位置しており、地形的に海岸線に人口・資産が集中する傾向にあるため、津波や高潮に対する防災対策は非常に重要である。

大阪府と和歌山県が共同設置した「東南海・南海地震津波対策検討会議」で検討を行った「和歌山県津波被害予測」によると、東海・東南海・南海地震（M8.6・中央防災会議モデル）による津波が満潮時に来襲という想定条件で、地震が発生してから約6分後、須江港地先に第1波（波高約3.4m）が押し寄せ、最大の波高が予測されている姫地先では、地震発生後約30分後に約8.8mの津波が押し寄せるといった結果が報告されている。

さらに、和歌山県が平成24年度に設置した「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」による「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定においては、南海トラフの巨大地震では3分で10mの津波が、また、3連動地震では5分で第一波・最大津波が押し寄せるといった結果が報告された。

このような津波が上陸して、海岸線から陸上へ浸水・遡上する点を考慮すれば、津波は沿岸部に位置する本町にとって最も考慮すべき災害である。

また、沿岸部はたびたび高波による被害を受けており、既設護岸を越波し、基幹交通網である国道42号の通行止め、飛石及び床下浸水などの被害が発生している。このような状況から本町では、町海岸部を津波・高潮から守るために防波堤の整備を促進するほか、越波被害を防止するために越波対策事業として海岸保全整備が県の協力のもと進められている。

■本町海岸線の現況

沿岸名	海岸線延長	延長計	保全区域指定済延長		
			国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	水産庁
熊野灘沿岸	72,501m	22,757m	12,451m	2,341m	7,965m
紀州灘沿岸	54,914m	11,303m	9,453m	1,700m	150m
合計	127,415m	34,060m	21,904m	4,041m	8,115m

2. 計画方針

海岸管理者は、高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。津波対策は、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、沿岸市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み

合わせを検討し、効率的に安全性の見込める重要箇所を絞った上で施設整備を計画する。

本町は、これに必要な協力を行うとともに、本計画及び串本町水防計画により、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される区域について、災害予防に必要な措置を講じるとともに、串本町津波防災対策基本計画等により、近い将来発生するとされている南海トラフ地震に備え、津波に強いまちとして恒久的に対策を講じていく。

津波は海岸施設で完全に防ぐことは困難であるが、仮に津波第一波が小さく、施設が機能していた場合には、開口部からの浸水が始まる可能性が高くなると考えられているため、開口部が閉鎖されていれば、浸水の開始を遅らせることが可能と考えられ、避難可能時間を確保することができると考えられている。

また、防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 護岸改修の推進

護岸工事等の海岸保全施設の整備について、計画的に実施するよう県に要請し、津波や高潮による浸水被害の軽減に努める。

海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との整備を連携して行うことが必要であり、漁港・港湾の利用面を考慮しつつ整備を進める。

(2) 開口部対策の推進

海岸施設の開口部について、開口部閉鎖円滑化のために陸こうのゲート化を県に要請する。

また、利用するとき以外は陸開の常時閉鎖を実施するよう住民啓発を行う。

(3) 高潮対策事業の推進

越波防止対策として適切な防災効果と、景勝地であることも考慮し、沖合に人工リーフ（潜堤）を設置して、面的防護を図る。

越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐためにも、後背地の内水対策を併せて検討する。

(4) 環境保全

本町の美しい沿岸線は、吉野熊野国立公園に指定されており、景観に配慮した海岸整備を進める。

また、海浜に親しむ人々が増えており、住民だけでなく観光客も含めた災害時における安全性の確保を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

津波災害時における最も有効な防災手段は早期の避難であるため、警戒避難体制の整備、避難場所等（津波避難場所・津波避難目標地点・津波避難ビル等）の指定・設定、津波に対する知識の普及を行う。

避難・救護の拠点的性格を有する学校・病院等の公共施設の配置や構造、交通機関等

骨格となる都市基盤の配置についても津波、高潮に対して十分な安全性を確保できるよう県をはじめとする関連機関と協力し整備を進めていく。

また、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定めるとともに、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

【資料 12 海岸重要水防箇所一覧表】

【資料 52-1 避難促進施設一覧表】

第6章 港湾防災計画

担当	建設課
----	-----

1. 現況

本町には、県が管理する地方港湾として、次表の3港がある。

■本町内の港湾一覧

港名	種別	設立年月日	所在地
袋港	地方	昭和28年8月1日	串本町
大島港	地方	昭和39年11月18日	串本町
古座港	地方	昭和28年8月1日	串本町

2. 計画方針

本町の立地上、陸路が途絶えた場合におけるり災者の避難、救援物資等の海上緊急輸送の拠点としての整備を推進する。

3. 計画内容

(1) 施設整備の推進

- ア. 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備を推進する。
- イ. 耐震強化岸壁の整備による災害時の利用者の避難及び緊急物資輸送の確保を推進するとともに、港湾から和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により指定されている緊急輸送道路へのアクセス道路を整備し、円滑な緊急物資輸送体制を構築することを推進する。
- ウ. 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、り災者の避難地として活用する港湾緑地と、避難地の機能に加え、緊急輸送用耐震岸壁を併設した防災拠点緑地整備を推進する。
- エ. 耐震強化岸壁と一体となって機能する既存ふ頭用地の液状化防止対策を推進する。
- オ. 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的に倒壊のしにくい構造にする補強等を検討する。

第7章 漁港・漁村防災計画

担当	産業課
----	-----

1. 現況

本町の漁港は、県及び本町の管理漁港として、次表のとおり24漁港がある。

これら漁港の背後にある集落は、比較的小規模で高密度な集落形態となっており、防災上危険なところが多い。特に緊急車両の進入が困難であり、防災安全面に著しく脆弱な生活空間となっている。

■本町漁港の現況

県 管 理				町 管 理		
4種	3種	2種	1種	3種	2種	1種
有田	串本	—	下田原	—	大島 動鳴気	舟波、安指、田子、江田、野なぎ、田並、須賀、菖蒲谷、黒島、船瀬、出雲、橋杭、檜野、阿野木、須江、白野、姫、伊串、津荷

注)：第4種漁港（離島その他辺地にあつて漁船の避難上特に必要なもの）

第3種漁港（その利用範囲が全国的なもの）

第2種漁港（その利用範囲が1種より広く3種に属さないもの）

第1種漁港（その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）

2. 計画方針

漁港整備事業により、防波堤や防潮堤等を強固な構造とする補強整備による多重防護、施設配置の工夫等により、災害の発生を防止・低減させるとともに、大規模な地震等が発生した場合、全国及び県内からの救援物資・救援人員、被災地からの避難者等の緊急輸送のため、耐震性を考慮した漁港施設を整備し、海上輸送の確保に努める。

また、漁港背後集落の狭隘な生活道路を改善し、緊急車両の進入の確保や、漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱の整備・充実を図る。

3. 計画内容

(1) 漁港整備の推進

ア. 津波や高潮による被害を軽減し、災害発生時における漁港施設の有効利用のため、過去の被害実績を踏まえた漁港整備事業の実施を検討する。

イ. 緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために耐震岸壁等を検討し、海

路による救護活動が行えるようにする。

ウ．漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備等を行う。

エ．水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行い、また漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。

オ．海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

カ．津波により孤立が懸念される地域の漁港においては、災害時用臨時ヘリポートの整備を行う。

(2) 漁港関係者の安全の確保

地震発生後の数分で津波が襲来すると予想されることから、串本地区農林水産物集出荷貯蔵施設に津波避難タワーを整備し、避難場所の確保を行った。

漁港関係者は、津波避難タワーを活用した避難訓練を実施し、避難の際の安全確保や移動方法等について、平常時より確認しておくよう努める。

(3) 津波避難対策の周知・啓発

漁港関係者、漁港施設の管理者や従業者、一般利用者（一時的な来訪者）に対して、津波の危険性及び津波避難対策について周知・啓発を行う。

(4) 一般利用者の避難対策

漁港及びその周辺を訪れた一般利用者（一時的な来訪者）の、災害発生時あるいは発生するおそれがある場合の避難誘導の実施体制等について検討を行う。

第8章 火災予防計画

本町は、常備消防組織として本町が設置する消防本部及び消防署（串本消防署及び古座消防署）が置かれている。

また、消防団は、消防団本部及び11分団（串本、潮岬、有田、田並、和深、大島、須江、檜野、西向、古座、田原）が、消防本部及び消防署と相互協力のもと、消防活動を展開している。

第1節 建物火災予防計画

担当	消防本部
----	------

1. 計画方針

消防力の整備・充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、建築物の不燃化の促進や防火教育による多面的な対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 予防啓発の強化

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2で設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、県及び防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。

また、自主防災組織、区、婦人会、事業所等で防火の集い、防火研修等を開催し、町民ぐるみ、職場ぐるみの防火推進を指導する。

(2) 予防査察体制の強化・充実

本町は、消防団との協力体制を中心に、消防機関の予防査察体制の強化・充実を図る。

ア. 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ. 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ. その他必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 出火防止・初期消火対策

日頃から、火気その他の出火危険度のあるものを取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に出火防止・初期消火体制を整備するため、以下の指導を行う。

- ア. 一般家庭に対し、火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。
- イ. 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施等について指導する。
- ウ. 火災発生の未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。
- エ. 発災直後の出火以外にも、災害発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、町民等への指導を行っていく。

(4) 消防力の強化

ア. 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ. 消防本部、消防署及び消防団の体制整備

消防本部、消防署及び消防団間の緊密な連絡を確保するための組織を整備するとともに、大地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、その施設、装備、活動資機材を強化・充実する。

ウ. 消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。

(5) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を防止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

(6) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、安全対策に万全を期するよう指導を行う。

また、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用や消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出、串本町火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からも火災予防の強化を図る。

【資料13 串本町の消防組織】

【資料14 消防署保有車両一覧表】

【資料15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表】

【資料16 消防水利一覧表】

第2節 林野火災予防計画

担当	消防本部、産業課
----	----------

1. 計画方針

本町の大部分を占める山地の林野及び林野付近においては、関係機関との密接な連携により総合的な出火防止対策、林野火災が発生した場合の延焼防止等の事前対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるため、気象予警報を的確に把握し、出火防止に万全を期する。

(2) 巡回監視

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

(3) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の啓発に努め、林野火災が発生しやすい時期（行楽シーズン、冬季等）を重点に、地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

(4) 火入れ等の防火指導

ア．林野及び林野付近における焚き火、山・野焼きなどの火入れに際しては、「串本町火入れに関する条例」に基づき処理する。

イ．林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、指導・警告等を行う。

ウ．林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に対しては、次に掲げる指導を行う。

(ア) 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員、火気監視員を配置すること。

(イ) 事業箇所の火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図ること。

(ウ) 林内事業者又は林野の所有者は、防火線^{※1}、防火樹帯^{※2}等の敷設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他林野火災予防上の措置を積極的に講じること。

第2編 災害予防計画（風水害等対策計画、地震・津波災害対策計画共通）

- ※1 防火線 : 防火線とは林内又は森林の外周に設けた空間地帯で、これによって森林火災の延焼を防止し、火勢を鎮圧するほか消火作業の拠点ともなる施設。
- ※2 防火樹帯 : 燃えにくい樹木(サンゴジュ、アオキ、ヤマモモ、サザンカ、モッコク、シイ等常緑の広葉樹)をあまり隙間がないように植え、延焼を防ぐ。

第3節 地震火災予防計画

担当	消防本部
----	------

1. 現 況

本町では、狭隘な幅員の道路に面した木造住宅が多くみられ、地震による延焼の危険性や津波による大規模な火災の発生が懸念される。また、大規模な震災時に同時多発的に発生する火災に本町や消防団の消防力だけで対応するには限界があり、住民による出火防止と初期消火の徹底が震災時の火災予防上最も重要な要素となっている。

平常時に災害時の活動エリアを設定し、効率的な防災活動が行えるよう消防活動の強化を図っている。

2. 計画方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震や津波に起因して発生する火災によるところが大きい。

このため、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の強化・充実とともに、震災時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

3. 計画内容

震災時の二次災害で最も危険性が高いのは延焼火災である。本計画では、特にこの点に重点をおいた火災予防計画とする。

(1) 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に密集地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する危険性が考えられる。日頃から、火気その他の出火危険のある物を取り扱う施設では危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に、出火防止・初期消火体制を整備するため、消防団との連携のもと、以下の指導等を行うことにより、震災時に予想される大火災の発生を未然に防止する。

- ア. 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。（耐震自動消火付火気使用設備、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進）
- イ. 学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防火訓練の実施等について指導する。
- ウ. 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- エ. 震災時において消防水利や飲料水用に有効な耐震性防火水槽の設置・充実を推進す

る。

オ．火災発生の未然防止と早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び震災時の対応に関する教育訓練を推進する。

カ．自主防災組織の設置拡大を図り、地域における自主防災組織の育成強化に努める。
また、自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促す。

(2) 消防力の強化

ア．消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ、消防ホース等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ．消防団の活性化

地震防災の要となる消防団は地域の安全確保に不可欠であることから、広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団のPRを行うとともに、幅広い地域との交流活動を通じて幼少年層や青年層、女性層等の消防団活動への積極的な参加を働きかける。

ウ．消防本部・消防署及び消防団の体制整備

消防本部・消防署及び消防団間の緊密な連絡を確保するための組織を整備するとともに、その施設・装備・活動資機材を強化・充実する。

エ．消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、地震時における消防水利の確保を図るため、飲料水兼用耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

オ．広域消防応援体制の強化

消防相互応援協定に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。

【資料 17 消防相互応援協定等の締結状況】

第9章 道路防災計画

担当	建設課
----	-----

1. 現況

本町内の主要道路としては、国道42号、国道371号、県道檜野串本線、県道潮岬周遊線、県道すさみ古座線、県道田原古座線等が骨格をなし、これら主要幹線道路に本町の幹線町道及び生活道路が連係し、本町域の道路網を形成している。住民にとって身近な集落内の生活道路は、幅員が狭く、緊急車両の進入が困難であり、防災上の課題となっている。

本町では道路防災点検調査を行い、各種災害危険箇所及び要対策箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の日常点検や定期点検を行っている。

2. 基本方針

道路施設のもつ使命の重要性に鑑み、災害時における被害の防止と軽減を図るため、これら施設の災害予防対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 道路橋梁整備計画

道路施設は、単に交通施設としての役割だけでなく、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たすところから、主要幹線道路をはじめ生活道路等の整備が必要である。

本町においては、防災上主要幹線道路に連係する道路の整備を図るとともに、街路照明、車歩道分離など道路の環境整備を図る。また、橋梁については、交通量や震災時の耐震性が確保されるよう常にその点検と整備を図る。

(2) 道路橋梁の維持補修

震災時における道路・橋梁機能確保のため、所管道路・橋梁について危険箇所調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については補修等対策工事を実施する。

(3) 道路障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時における緊急物資輸送、救急・救護活動等の交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路における障害物除去用資機材を緊急に調達できる体制を整える。

(4) 町道の災害予防

道路管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について整備を

推進する。また、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

(5) 橋梁の損傷、劣化の点検

道路管理者は、橋台、橋脚など橋梁の構造上重要な部材について、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、橋梁の劣化や損傷の有無を調査する。

【資料 18 町管理橋梁現況一覧表】

【資料 19 道路危険予想箇所一覧表】

第10章 危険物等災害予防計画

担当	消防本部
----	------

1. 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の利用、生活様式の高度化により危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も集積化が進んでいる。

本町の危険物取扱施設の分布状況は、住宅密集地域と隣接している場合が多く、地震発生時には、地震動等による施設の倒壊により、火災発生、危険物の漏洩・拡散・流出等の2次災害につながる危険性が考えられる。

2. 基本方針

本町は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3. 計画内容

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会並びに研修会等の保安教育を実施するとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、防災思想の普及啓発を図る。

(2) 危険物施設等の安全の確保

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、適切な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理について、適切な火災予防上の指導を行う。
- イ. 危険物の貯蔵、取扱、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理について、適切な火災予防上の指導を行う。
- ウ. 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対し、災害時にとるべき適切な措置の指導を行う。
- エ. 施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置についての適切な指導を行う。

（3）自衛消防組織の育成

事業所等における自衛消防隊の育成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

（4）消防資機材の整備

- ア．危険物火災の消火活動に必要な資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- イ．危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

（5）放射性物質対策実施体制の整備

放射性物質取扱施設の事故発生等により、本町内において放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、必要な体制を構築し、また、必要な情報提供体制を整備する。

（6）アスベスト（石綿）飛散防止対策の推進

- ア．建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
- イ．吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ．「アスベスト台帳」による対象建築物の県との情報共有、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」による県との連携体制を構築する。
- エ．災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

第11章 文化財の災害予防計画

担当	教育課
----	-----

1. 現況

本町内には、重要文化財を所蔵する無量寺、善照寺、名勝天然記念物である橋杭岩、無形民俗文化財の河内祭の御舟行事といった国指定を受けた貴重な文化財があるほか、県指定、町指定、国登録の文化財が数多く受け継がれている。

貴重な文化財は、保全・伝承が図られているとともに、重要な観光資源となっており、災害から守るため防災対策に努めている。

2. 基本方針

本町は、これら豊富で町民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

3. 計画内容

(1) 町民に対する文化財の防災意識の普及と啓発

文化財の保存と活用の両面から調査・研究活動を進め、町民生活に根ざした文化財となるよう広く公開できる環境整備を行っていくとともに、「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

(2) 所有者等に対する防災意識の徹底

本町は、文化財の所有者に対し、文化財への防災意識を徹底するよう、助言、指導等に努める。その際は、和歌山県文化財保存活用大綱及び県が定める対応マニュアルに基づき行う。

(3) 予防体制の確立

ア. 初期消火と自衛組織の確立

イ. 防災関係機関との連携

ウ. 地域住民との連携

エ. 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(ア) 構造物、美術工芸品保存施設の耐震対策

①文化財関連施設の点検を平常時から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに修理する。

②文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

③復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオに記録を残

す。

(イ) 火災対策

- ①防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実を図る。
- ②消防用設備等の設置促進

第2部 災害応急対策・復旧対策への備え

第1章 防災拠点施設整備計画

担当	関係各課等
----	-------

1. 現況

本町役場庁舎、消防施設等は、災害発生時には災害対策本部等の防災拠点としての役割を持ち、情報収集、応急対策の実施等の機能を果たす必要がある。

そのため、役場庁舎は、地震・津波等の災害発生時の中枢管理機能を果たす拠点として、また、復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した本町役場庁舎として、海拔約50mのサンゴ台に令和3年5月に完成し、同年7月より業務を開始した。

なお、消防施設は、平成24年12月に標高24mの高台に新しい消防防災センターを整備している。また、串本町総合運動公園は、県の第3広域防災拠点（東牟婁地域）に指定されている。

2. 基本方針

学校、公民館、集会所等は、災害発生時には現地災害対策本部や避難所など防災上重要な施設となるため、情報収集、応急対策実施等の機能の整備に努めていく。

それとともに、大規模災害時には自衛隊や消防機関の応援の受入れ、食糧等の救援物資の受入れが必要になると考えられ、部隊の集結野営場所、物資の集積仕分け施設等についても整備に努めていく。

3. 計画内容

(1) 防災上重要な施設としての整備

現在、浸水想定区域内に立地する古座消防署、小学校等の高台移転を推進し、防災拠点施設の整備に努める。

(2) 住民サービス機能の維持

現状の住民サービス機能を低下させないように施設の配置等の検討を行い、整備に努める。

第2章 防災行政無線等の整備計画

担当	総務課、消防本部、企画課、産業課
----	------------------

1. 現 況

本町の災害時における通信手段は次のとおりである。

(1) 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県内全市町村、消防本部及び防災関係機関が県総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の通信手段として導入されている。

(2) 本町防災行政無線

本町は、消防防災センターに防災行政無線の基地局を置き、同報系無線のデジタル化を実施している。

さらに、町内放送が聞き取りにくい状況に対応するため、戸別受信機を無償貸与するとともに、防災行政無線（町内）放送の電話案内サービスを実施している。

ア. 同報系無線システム

親局が消防防災センターに、遠隔操作卓が本町役場庁舎に、中継局が潮岬に設置されている。

屋外拡声子局は、町内 131 箇所に設置されており、平常時の広報、災害時の緊急伝達や避難指示の際に使われている。

イ. 移動系無線システム

本町役場庁舎、消防署及び消防団（旧古座町消防団）に配備され、移動局相互間及び基地局・移動局間の情報収集・伝達に利用されている。

また、孤立が予想される集落に配備し、災害時の通信手段として確保している。

ウ. 全国瞬時警報システム（Jアラート）

津波警報や気象警報等、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムを導入している。

(3) NTT災害用特設公衆電話

孤立集落となるおそれのある地区の集会施設等に、災害時発信専用の電話を設置している。

(4) 衛星携帯電話

災害時に有線回線が使用できなくなった場合の対策として、衛星携帯電話を配備し、関係機関との通信手段を確保している。

2. 基本方針

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、町民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

3. 計画内容

本町は、災害時の緊急情報を確実に伝達するため、デジタル式の戸別受信機の設置（各戸への貸与）を進めており、さらに、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図っていく。

(1) 本町防災行政無線の整備・点検

ア. 移動系

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、応急対策を円滑に実施するため、車載移動無線機や携帯無線機の整備・充実を図る。

イ. 同報系

地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線の整備・充実を図る。

さらに、消防防災センター、本町役場庁舎及び旧古座分庁舎と通信可能なアンサーバック機能付きの屋外子局を町内各所に設置していく。

ウ. 運用体制の整備

(ア) 平常時から各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるよう努める。

(イ) 緊急時に防災行政無線操作ができるよう、職員研修を実施するとともに操作マニュアルを作成する。

(2) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

情報連絡に用いる電話について、災害時の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」をNTT西日本に申請、指定し、通信手段を確保する。

(3) 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保、さらに職員の情報分析力の向上を図り、特に災害発生直後の混乱期にも対応できる体制の強化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、多様な情報提供ツールを活用し、広く町民に情報提供を行うとともに、町民相互に安否確認がとれる環境を整え、町民が事前にその方法を把握するよう周知するなど、災害情報等の入手方法等を確認できる体制の構築に努める。

なお、県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手続等について整理しておくよう努める。

さらに、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。

(4) 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、放送用の広報文作成に当たっては、「声に出して読んでみる」など音声で伝達することを念頭に置き、分かりやすい表現となるよう配慮する。

町民への広報活動を適切に行えるよう、以下の点について準備を行っていく。

ア. 広報体制の整備

(ア) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

- ①緊急情報（津波予報、避難情報、二次災害防止の呼びかけ等）
- ②生活情報（安否確認、給水や物資の配布、通行止めのお知らせ等）

(イ) 広報文案の事前準備

- ①地震の規模・余震・津波・気象・水位等の状況
- ②住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
- ③出火防止、初期消火の呼びかけ
- ④要配慮者への支援の呼びかけ
- ⑤災害応急活動の窓口及び実施状況

イ. 広報媒体の整備

(ア) マスメディアの利用（和歌山放送局、ケーブルテレビ等）

(イ) 通信機器による広報（電子メールやインターネットの活用）

(ウ) 巡回等による広報

(エ) 自主防災組織、区等住民組織の協力

(オ) チラシ、ポスター等による広報

(カ) 同報系無線による広報

(5) 緊急速報メール等の活用

災害関連情報を、より広範に、また確実に伝達する手段として、各携帯電話会社の緊急速報メールや災害用伝言板などの仕組みを活用できるよう、各事業者とともに広報・PR機会の拡充を検討する。

（6）多様な通信手段の活用

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全LTE（PS-LTE）*、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

※公共安全LTE（PS-LTE）は、災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話（LTE）技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。

【資料 20 同報系及び移動系無線一覧表】

【資料 21 災害時優先電話一覧表】

第3章 災害時医療体制整備計画

1. 現況

災害時における負傷者等の救急・救助活動に万全を期するため、本町消防本部を中心に救急救助体制の整備を行っている。今後、災害時における医療救護活動が円滑に実施できるよう、日本赤十字社、災害拠点病院、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会、その他医療関係機関と協議し、災害時医療体制の強化・充実に努める。

なお、本町は、消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、消防・救急無線をデジタル方式に移行し、データ伝送による確実かつ効率的な消防・救急活動が行える通信体制の強化を図っている。

2. 基本方針

本町及び県は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、現地医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保体制等を整備する。

第1節 救急救助体制の整備

担当	消防本部、くしもと町立病院、福祉課、総務課
----	-----------------------

1. 計画内容

(1) 救急救助体制の整備

本町は、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の強化・充実に努める。

特に、災害時における医療救護の実施や防疫の協力等について、田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携について、さらなる充実に努める。

(2) 救急資機材の整備

救急資機材の備蓄を推進するとともに、医療機関等との連携のもと、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備に努める。

(3) 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自主防災組織、区、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等に協力を要請し、

地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

(4) 住民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このような事態に備え、地域コミュニティの防災力の強化に努め、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできるよう指導するとともに、体制づくりを推進する。

- ア．応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- イ．住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
- ウ．傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

第2節 医療救護体制の整備

担当	くしもと町立病院、消防本部、福祉課
----	-------------------

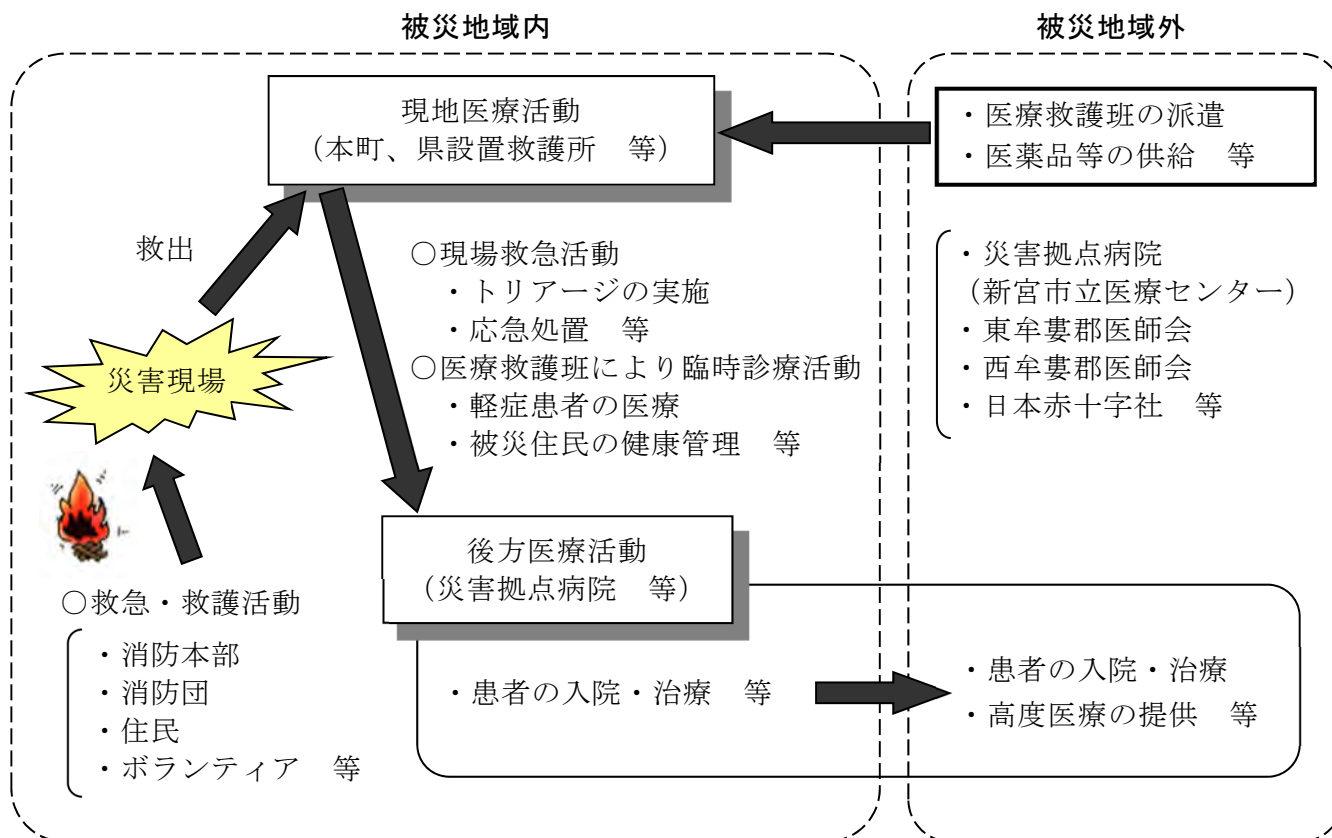
1. 計画内容

(1) 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療活動・医薬品等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

本町をはじめ県下の全ての医療機関が、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、最大限の活動を実施する。

■医療救護活動の流れ



注) トリアージ：治療優先順位の決定

ア. 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(ア) 活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

①現場救急活動

災害発生直後の短期間において災害現場付近や避難所に設置する救護所で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

②医療救護班による臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたり避難所に併設される救護所で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(イ) 考え方

①現地医療活動場所を「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。

②災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

イ. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の2次医療から3次医療を、災害拠点病院を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

なお、くしもと町立病院（災害支援病院）は、必要に応じて医療班の現地派遣もあることから、当該病院において医師等が不足する事態が生じるおそれもある。

このため、町内の医院・診療所等も含めた、災害時における医療活動体制を平常時より構築しておく。

(ア) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先して活動する。

(イ) 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療を行う。

(ウ) トリアージの実施により、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、医療救護対象者の症状に応じた医療機関（例：重症患者は災害拠点病院）へ搬送し、治療を行う。

(2) 医療情報の収集伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

また、災害時の医療関係機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

ア. 連絡体制の整備

町、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方針・役割分担等を定める。

イ. その他

(ア) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(イ) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

（3）現地医療体制の整備

町、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

また、県が保健所を通じて行う、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援について、県との情報共有に努める。

ア．医療救護班の種類

町、県及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成するよう検討する。

なお、県は、県薬剤師会との協定を締結しており、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を派遣することができる。さらに、県は、県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班も派遣することができる。

このため、町は、必要に応じ、県に対して各班の派遣要請を行う。

（ア）緊急医療班

災害発生直後に、災害拠点病院が派遣する医療救護班である。

救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

（イ）診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科、産婦人科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。

（ウ）歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

イ．救護所の設置

被災現場や避難所に併設して救護所を設置する。

医療機関を指定する場合は開設者と調整する。

ウ．医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への派遣・配置調整を行う体制・窓口を整備する。

エ．災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ

町及び医療関係機関は、医療救護所における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法、並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ手順を確立する。

（4）後方医療体制の整備

県は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」を設定し、連携体制を推進する。また、災害拠点病院と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害支援病院として整備する。

(5) 医薬品等の確保供給体制の整備

くしもと町立病院をはじめ、各医療機関では通常診療に対する医薬品等の備蓄量は確保されているが、大規模災害時には直ちに不足する事態が考えられる。

このため、町は、県、日本赤十字社和歌山県支部と連携し、医療関係機関及び医薬品等関係団体（和歌山県医薬品卸組合等）の協力を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

(6) 搬送体制の確立

町及び県は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

ア. 患者搬送

町及び県は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

イ. 医療救護班の搬送

町、県及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

ウ. 医薬品等物資の搬送

(ア) 町

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(イ) 県、日本赤十字社和歌山県支部

医薬品等の受入及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

(7) 災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを配置し、二次保健医療圏（本町は新宮保健医療圏域）には地域災害医療コーディネーターを配置する。

このため、町は以下のような体制を整備する。

ア. 町内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う町災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターとの連携体制を整備する。

イ. 町災害医療コーディネーターが、町内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を整備する。

ウ. 急性期以降についても、町災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

(8) 災害時小児周産期リエゾンの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、県災害医療本部に配置する。

このため、町は、関係機関と連携し、小児・周産期医療に係る保健医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

【資料 22 町内医療機関（病院）一覧表】

【資料 23 和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】

【資料 24 災害拠点病院（医療圏：新宮）】

【資料 25 災害支援病院（医療圏：新宮）】

【資料 26 地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】

第4章 資機材等整備点検計画

担当	総務課、消防本部、建設課、水道課、福祉課、くしもと町立病院、関係各課
----	------------------------------------

1. 現 況

現在、庁内関係各課及び消防本部において防災資機材の整備に努めている。

2. 基本方針

町及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備・充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期する。

また、その調達先、調達方法等についても、災害時に迅速に活用できるよう確認しておく。

3. 計画内容

(1) 防災資機材の点検整備

ア. 整備項目

- (ア) 水防、消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品、衛生材料等
- (オ) 食料及び飲料水
- (カ) 救助用衣料及び生活必需品
- (キ) 救助用医薬品及び医療器具
- (ク) 防疫用薬剤及び用具
- (ケ) 警備用装備資機材
- (コ) 通信機材
- (サ) 災害対策用資機材
- (シ) 油災害対策用資機材
- (ス) 給水用資機材
- (セ) 消防用資機材
- (ソ) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

イ. 保有（備蓄）資機材の点検

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) 種類、規格と数量の確認

(エ) 医薬品、衛生材料等の使用期限等の確認

(オ) その他

資機材等の点検結果は常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは補充、修理を行う。

ウ. 点検整備の実施機関等

点検整備は資機材を保管する各機関が行うこととし、各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施する。また、実施結果は記録しておく。

第5章 避難収容体制整備計画

担当	総務課、建設課、福祉課
----	-------------

1. 現況

本町の避難場所等の分布状況を見ると各地区毎に設定されているが、今後、施設の耐震基準、構造、被害想定資料等により震災時・風水害時における避難所を区分設定し、さらに各避難所の評価を行うことが課題として挙げられる。

また、その多くは幹線道路沿いに立地しているが、人口の集中している地域との整合がとれていないのが現状である。

特に老朽家屋が密集している地区については、避難圏域の設定、避難場所、避難所及び避難路を詳細に計画することが望まれる。

2. 基本方針

町は、避難路、避難場所、避難所等の指定及び整備並びに避難計画等避難誘導體制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

風水害・土砂災害・地震災害・津波災害等の危険から身を守ることを目的とし、災害時に備えて、平常時から災害に応じた避難場所等を指定しておくとともに、避難場所等の整備を図る。

なお、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

また、指定避難所等の指定に際しては、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。

3. 計画内容

(1) 避難体制の整備

災害時において、本町で避難が必要になると想定される状況は、以下のとおりである。

- ア. 津波警報の発表等、津波の危険が迫った場合
- イ. 河川の氾濫等により、浸水する危険がある場合
- ウ. 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合

- エ. 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- オ. 住家が被害を受け、居住する事が危険な場合

こうした場合に、町民が適切に避難できるよう、以下の点について避難体制の整備を図っていく。

- ①避難路、避難経路、津波避難場所、津波避難目標地点（津波一時避難場所）、津波避難タワー等、避難所及び福祉避難所の指定・設定及び整備
- ②避難路、避難経路、津波避難場所、津波避難目標地点（津波一時避難場所）、津波避難タワー等、避難所及び福祉避難所の町民への周知
- ③串本町津波避難計画、地区ごとの津波避難計画の策定及び見直し
- ④避難情報発令の判断基準（津波予報、水位周知河川の水位情報、土砂災害警戒情報等の活用）や伝達方法等をまとめた避難情報の判断・伝達マニュアルの適宜見直し
- ⑤避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能及び情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備
- ⑥東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、県が平成25年1月に改定した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」に準じて改訂した「串本町避難所運営マニュアル」に基づく避難所の開設、運営管理体制の整備（マニュアル作成等）
- ⑦避難行動要支援者の避難支援体制の整備

なお、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設等に避難することが不相当である場合があること、指定避難所等（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、町民への周知徹底に努める。

また、南海トラフ地震のような巨大地震警戒対応における避難期間は一週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保する必要がある。

■本町における避難場所等の考え方

項目	種別	説明
避難路等	指定避難路	指定避難所・津波一時避難場所等まで、最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で、本町が指定するものをいう。
	避難路	高台等にある津波一時避難場所に通じる道路であって、津波から避難するために本町や自主防災組織等が整備したものをいう。
	避難経路	避難する場合の経路であって、自主防災組織等が設定するものをいう。

項目	種別	説明
避難場所・指定避難所等	指定緊急避難場所	災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所が指定するものをいう。
	津波一時避難場所	津波がおさまるまで（津波警報等が解除されるまで）の間、一時的に避難する場所をいう。
	津波避難ビル等	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物又は津波避難専用施設としての津波避難タワーのことをいう。
	指定避難所	地震、津波、風水害、土砂災害等の災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間避難させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。
	二次避難所（福祉避難所）	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等であって避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護するところをいう。

(2) 避難路等の指定・設定

ア. 避難路の指定

本町は、避難路として備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路に指定する。

(ア) 安全性の確保

- ①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険が少なく、避難者数等を考慮して幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- ②橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ③防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ④海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としない。
- ⑤避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように設定する。（海岸方向にある避難場所等へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）
- ⑥避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。
- ⑦家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

(イ) 機能性の確保

- ①円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系無線等が設置されていること。
- ②夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- ③階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

イ. 避難経路の設定

自主防災組織等は安全性の高い避難経路を設定する。

(ア) 安全性の確保

- ①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険が少ないこと。
- ②最短時間で避難路又は避難場所等に到達できること。
- ③複数の迂回路が確保されていること。
- ④海岸・河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。
- ⑤避難途中での津波の来襲に対応するため、避難経路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。
- ⑥階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 避難路等の安全性・機能性の向上

本町は、関係機関と協力し、避難路等の安全性・機能性の向上を図るための整備に努める。整備にあたっては、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成27年3月）」に基づき、また、津波浸水想定を踏まえ、総合的に整備していく。

また、避難路の防災性向上を図るため、沿道を防火地域又は準防火地域とすることを検討し、耐震・耐火建築物の建設を促進する。

なお、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所等の指定・設定

ア. 指定緊急避難場所等の指定

本町は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等異常な現象ごとに指定する。

なお、指定緊急避難場所は、ハザードマップ等により町民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。

イ. 津波一時避難場所

本町は、自主防災組織や地区住民等と協議し、安全性と機能性を考慮した場所を津波一時避難場所に設定する。

また、津波ハザードマップ等により、住民に広報する。

(ア) 安全性

- ①津波浸水区域から外れていること。
- ②予想される津波よりも大きな津波が発生することも考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。

(イ) 機能性

- ①避難場所表示があり、入口等が明確であることが望ましい。
- ②要配慮者を考慮し、手すり等の転落防止対策を行うことが望ましい。

ウ. 津波避難ビル等の指定・設定

本町又は住民等は、津波避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急的に避難するために、津波避難対象地域内に津波避難ビル等を指定又は設定する。

指定又は設定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要であり、地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの避難ビルを指定・設定することが必要である。

なお、津波防災地域づくりに関する法律等で定められた基準に適合する避難ビルの指定を継続するが、基準に満たない建物についても、緊急避難のために使用可能であれば、その活用方法を検討する。

また、津波避難困難地域解消のため、津波避難専用施設として津波避難タワー及び避難シェルターを整備していく。

(ア) 避難ビルの安全性の確保

- ①想定される浸水深が2mの場合は3階建て以上（想定される浸水深が1m以下であれば2階建てでも可）、3m以上の場合は4階建て以上のRC又はSRC構造であることが望ましい。
- ②耐震性を有していることが望ましい。（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建設された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）
- ③海岸に直接面していないことが望ましい。
- ④避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。
- ⑤避難路等に面していることが望ましい。

(イ) 機能性の確保

- ①進入路への円滑な誘導が可能であることが望ましい。
- ②夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。
- ③外部からの避難が可能な階段があることが望ましい。

エ. 広域一時避難への対応

本町は、避難場所等を指定する際には、大規模広域災害時における他市町村からの被災住民の受入れ（広域一時滞在）を考慮するとともに、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

(5) 避難場所等の安全性・機能性の向上

町は、関係機関と協力し、避難場所等の安全性・機能性の向上を図るための整備に努める。整備にあたっては、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成27年3月）」に基づき、総合的に整備していくこととする。

また、津波避難ビルや避難所には、地震時自動解錠鍵ボックスを設置し、円滑な避難ができるよう対策を行う。

(6) 指定避難所等の指定・整備

本町は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する施設又は場所を、指定避難所として指定する。二次避難所（福祉避難所）については、災害対策基本法施行規則第1条の9に定める基準を満たすものとする。

なお、避難所となる施設は、非構造部材（床、小梁、間柱等）を含めた耐震性や不燃性のある施設とし、耐震性等が無い場合はその性能確保に努め、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また、避難所の運営管理においては、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、避難所の管理責任者は女性と男性による2名配置、運営組織の女性参画、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立しておく必要がある。

ア. 指定避難所

本町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民等を臨時に収容することのできる施設を指定避難所として選定、整備する。

なお、指定避難所は、地震、津波、風水害、土砂災害等の災害種別ごとに設定し、施設の状況や地区ごとの避難収容人員を考慮し、必要な箇所については必要な整備（施設の整備や耐震診断及び改修）を進めていく。

(ア) 指定避難所の選定

指定避難所は、自主防災組織、区等の単位での避難行動を考慮して選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

(イ) 指定避難所の設置基準

- ①原則として徒歩圏内（半径2km）に設置する。
- ②耐震性・耐火性を有する公共施設等とする。
- ③指定避難所の収容面積は、おおむね3㎡/人とする。

(ウ) 指定避難所の運営管理体制の整備

- ①指定避難所の管理者不在時の開設体制
- ②指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ③災害対策本部との連絡体制
- ④自主防災組織、区、施設管理者等との協力体制
- ⑤避難所運営マニュアルの作成及び配布

イ. 二次避難所（福祉避難所）

災害時における避難生活において、特に高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者にとって、避難所内の段差解消、福祉仕様のトイレ設置等の福祉的整備は重要な問題である。

本町は、以下に示す避難所の福祉的整備に関する基準に基づき、避難所の設備の充実に努めるとともに、長期避難が可能な二次避難所（福祉避難所）を選定する。

- (ア) 多数の避難に利用する施設の管理者は、和歌山県福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。
- (イ) 多数の避難に利用する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを使用できる場合は、この限りではない。）
- (ウ) 本町は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食糧・物資の受け取り、簡易ベッド*の設置や簡易トイレの仕様等）に支障のないよう配慮するとともに、避難所生活による健康被害の軽減に努める。
- (エ) 本町は、施設管理者の協力を得て、県とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮をするよう努める。

※ベッドの効能：東日本大震災では、せき症状や不眠症、高血圧症の改善、高齢者の歩行能力の向上、エコノミークラス症候群の改善傾向、被災者の精神的・肉体的ストレスの軽減など、様々な健康被害の軽減が医学的調査で示された。
（2013.03.23付朝日新聞「私の視点」石巻赤十字病院医師植田信策）

ウ. 避難者に配慮した設備の整備

避難者のための情報収集・提供・連絡手段を確保するための設備の整備に努める。

- (ア) 電話回線の途絶等に備えて、衛星携帯電話や災害用無線通信機器等の整備
- (イ) テレビ・ラジオ、公衆電話の整備
- (ウ) インターネットを活用できるよう無線LAN設備の整備
- (エ) 停電時に備えて、非常用電源設備の整備

また、非常用電源の燃料の備蓄（3日分程度）及び備蓄場所の浸水・地震対策を図るとともに、定期的な点検整備体制の確立、設備事業者との緊急時における連絡体制の構築を図る。

(7) 避難誘導體制の整備

ア. 町

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、区等の地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

(8) 避難に関する情報の周知

避難に関する情報（避難方法等）について、広報誌、パンフレット及び本町ホームページ等を活用して住民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害（津波災害、洪水災害、土砂災害等）を想定した避難訓練を、自主防災組織、区及び消防団等に協力を求めて実施するよう検討する。

(9) 応急仮設住宅等の事前準備

本町は、災害復旧道路となる、平成26年4月整備開始の近畿自動車道紀勢線すさみ一串本間の串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に応急仮設住宅用地の整備を推進する。

他の応急仮設住宅の建設候補地は、災害の被害状況に応じて、公有地の中から選定する。

(10) 帰宅困難者への備え

本町は、平常時から、帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、各事業者において帰宅困難者が一定期間施設内に滞在するために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

また、来訪者対策として、海拔表示、津波警戒標識、避難路看板等の設置を継続して行うとともに、迅速な情報伝達のため、公共施設や観光地等への屋外情報電光掲示板の設置を検討する。このほか、道の駅に避難看板・パンフレット等を設置することにより、来訪者に対し津波避難場所・津波避難路に係る周知・啓発を行う。

さらに、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく訓練等の実施に努める。

(11) 広域避難への備え

本町は、災害時において、被災者の他地区への移送、並びに町や県の区域を超えた被災者の受入れ（広域一時滞在）について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と相互協力協定等を締結するとともに、運送事業者との被災者移送に関する協定の締結、関係機関との連携の強化等により、協力体制の確立を図る。

また、他市町村からの受入れ手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制に関する事項、並びに他市町村への広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在对策実施要領」を検討する。

（12）指定避難所等の感染症対策

ア．避難行動の普及

平常時から感染を防止するための適切な避難行動について、必要に応じて、住民等に周知しておく。

- （ア）ハザードマップによる避難の要否の確認
- （イ）避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備
- （ウ）指定避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

イ．自宅療養者等の避難確保

平常時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を整備しておく。

ウ．感染症対策に必要な備蓄等

平常時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

特に、マスク、消毒液のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備品の備蓄を推進する。

エ．指定避難所開設・訓練の実施

運営職員等においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（13）車中泊避難に関する広報

本町は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

車中泊等による避難生活は、過去の災害においても健康被害が生じており、健康リスクが存在しうることを広報する。

【資料 27 津波避難場所等一覧表】

【資料 28-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

第6章 緊急輸送体制整備計画

担当	総務課、建設課、産業課
----	-------------

1. 現況

国道42号、国道371号、県道檜野串本線、県道潮岬周遊線、県道すさみ古座線、県道田原古座線、県道高瀬古座停車場線等が緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路）として、国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により指定されている。

2. 基本方針

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

3. 計画内容

(1) 陸上輸送体制の整備

ア. 緊急輸送道路等の指定

国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、県警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するために緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

また、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網（国道42号、近畿自動車道紀勢線）を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するとしている。

(ア) 第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路

① 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

区 分	路 線 名
第1次緊急輸送道路	国道42号
第2次緊急輸送道路	国道371号、県道樫野串本線、県道潮岬周遊線、 県道すさみ古座線、県道田原古座線、県道高瀬古座停車場線、 県道串本古座川線、町道東海岸線、町道矢ノ熊2号線、町道サン ゴ台中央線、町道北浜本線、町道第三大浦線、串本漁港内道路
第3次緊急輸送道路	町道宮路線、町道港湾停車場線、町道三の露和田線

(イ) 地域緊急輸送道路（本町指定）

本町は、国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定する緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路）と町が自ら指定した災害時用臨時ヘリポート、港湾・漁港、災害医療協力病院及び避難場所等の防災拠点を連絡する道路を指定する。

イ. 緊急輸送道路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急輸送道路等の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路等の整備に努める。

また、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁や法面の整備を進め、安全度を向上させる。

ウ. 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

エ. 緊急輸送道路等の周知

本町、県、県警察及び道路管理者は、災害時に緊急輸送道路等の機能が十分に発揮されるよう、平常時から住民へ緊急輸送道路等の周知に努める。

オ. 緊急輸送体制の確保

本町は、災害時に車両が必要となる業務を把握し、必要となる車両を選定する。

また、町有車両が調達不能となった場合に備えて、県や関係機関、民間事業者等との応援協力体制を確立する。

(2) 航空輸送体制の整備

本町は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、県に報告するとともに、ヘリポート付近に物資の集積機能のある施設等の整備に努める。

(3) 船舶による輸送体制の整備

本町は、船舶による応援を受入れるため、港湾・漁港施設の整備を推進するとともに、田辺海上保安部串本海上保安署、県、県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の関係機関と協議の上、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等の輸送体制の整備に努める。

（4）交通規制・管理体制の整備

ア．緊急通行車両の事前届出

本町は、災害対策基本法第50条に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、県公安委員会へ緊急通行車両の事前届け出を行う。

イ．県公安委員会（新宮警察署）

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査を行い、緊急通行車両と認めるときは「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

ウ．県警察（新宮警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

（ア）初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために、必要な整備を行う。

（イ）災害に強い交通安全施設の整備

- ①信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- ②災害時の信号制御システム等の整備
- ③交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

エ．道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等のため、交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

【資料 29 災害時用臨時ヘリポート一覧表】

【資料 30 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】

【資料 53 緊急輸送道路ネットワーク図】

第7章 水・食糧・生活物資等備蓄計画

担当	水道課、総務課、福祉課
----	-------------

1. 現 況

本町は、8つの水源を有しており、上水道普及率は99.9%である。井戸水の使用実績は山間部などの一部の家屋でみられるものの、上水道使用実績と比べると微量である。上水道の普及範囲は低地の沖積層地域であり、地盤が揺れやすいことから水道管破損による断水は免れないものと考えられ、応急給水体制の整備に努める必要がある。このため、被災時対策として4つの配水池に緊急遮断弁を設け、上野山防災広場には耐震性貯水槽（約4万リットル）を設置している。

食糧、生活物資等の備蓄については、上野山防災広場及びサンゴ台消防防災センターの防災備蓄倉庫をはじめ、各地区への分散備蓄に努めているが、さらに今後、各地区の拠点となる避難所等への新規備蓄拡充も行っていく。

2. 基本方針

災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な町民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄品目・備蓄量の設定に当たっては、以下の事項に特に留意する。

- (ア) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること。
- (イ) 要配慮者や女性、子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること。
- (ウ) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めること。
- (エ) 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳や液体ミルク（乳アレルギー対応製品、ほ乳物品を含む。）については、災害発生後の最初の3日分を備蓄すること。

町民・事業所に対しては、平常時から水や食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行っていくよう啓発するとともに、自主防災組織に対する補助を強化し、組織単位での備蓄

を推進する。

3. 計画内容

(1) 給水体制の整備

本町及び関係機関は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水供給を目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

ア. 補給水利の確保

補給水利として町内の浄水場、配水池、井戸水等の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として、プール等の水を簡易浄水装置により浄化し応急給水を行う体制を整備する。

イ. 応急給水拠点等の整備

(ア) 震災時には、被害状況に応じて、町内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。

(イ) 新古田浄水場を基幹給水基地としての機能充実を図り、各浄水場にも給水基地機能を整える。

(ウ) 応急給水拠点は原則として避難場所において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。

ウ. 応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車・給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備・充実を図る。

エ. 応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルの整備・充実を図る。

(2) 食糧及び生活必需品の確保

震災時における食糧、生活必需品の確保は被災者に対する急務の問題であり、そのため本町及び県をはじめ防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。

また、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して、町有施設以外での備蓄（ローリングストック方式）も検討する。

ア. 備蓄

震災時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食糧や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると、多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

本町及び県は、このような事態に備え、住民に対して非常食の備蓄を啓発するとともに、必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を確保する。また、備蓄物資の種類としては、高齢者や障がい者、乳幼児、女性等へ配慮した品目を見直し、必要数を備蓄する。

(ア) 高齢者等へ配慮した品目

- ①高齢者用食
- ②粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギー対応製品）
- ③ほ乳瓶
- ④おむつ
- ⑤生理・衛生用品

(イ) その他用品の確保

- ①精米、即席麺などの主食
- ②野菜、漬物、菓子類などの副食
- ③被服(肌着等)
- ④炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- ⑤光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- ⑥日用品(石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ・歯ミガキ粉、ラップ等)
- ⑦医薬品等(常備薬、救急セット)
- ⑧要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- ⑨寝棺、遺体袋など

(ウ) 備蓄物資の一箇所集中を避けるとともに、速やかに物資等を輸送・提供するために分散備蓄を図り、小中学校の余裕教室等を利用し、被災者の被災直後の生活に必要な食糧及び生活必需品等を備蓄する。

(エ) 各家庭においては、災害に備えて1人当たり最低3日分（できれば1週間分）の食糧及び生活必需品を備蓄するよう指導する。

イ. 備蓄・供給体制の整備

(ア) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(イ) 備蓄物質の点検及び更新

(ウ) 民間業者との協定の推進

- ①主食、副食及び日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。
- ②事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

(エ) 供給体制の整備

供給体制の整備を検討する。

(3) その他必要な物資

アレルギー対応物資や装具など、被災者の特性に応じた物資が確保できるよう、関係する事業者やNPO法人、各種グループ等と連携し、緊急時の情報伝達方法、物資の搬

送方法などについて検討を進める。

【資料 31 現有備蓄量一覧表】

第8章 公共的施設災害予防計画

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1節 水道事業施設災害予防計画

担当	水道課
----	-----

1. 現況

本町の上水道普及率は99.9%であり、井戸水の使用は山間部の一部家屋に見られるものの、上水道使用実績と比べると微量である。

また、保有する8つの水源で取水を行っている。（新古田浄水場、二色浄水場、有田浄水場、田並浄水場、田子浄水場、和深浄水場、田原第2水源地、佐部水源地）

上水道の普及範囲は低地の沖積層地域であり、地盤が揺れやすいことから水道管破損による断水は免れないものと考えられる。

今後、上水道の整備を進めるにあたっては、老朽管の更新、耐震性に優れたポリエチレン製の水道管、ダクタイル鋳鉄管等への更新、幹線の更なるループ化を念頭に置く必要がある。

2. 基本方針

災害による水道施設の被害を軽減し、飲料水を確保するため、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて、施設・設備の耐震化等防火対策を進め、円滑な給配水に努める。また、高い被害率が予想される石綿管や老朽配水管更新事業を中心に経年変化施設の整備を行い、定期的な検査等の実施による維持・管理体制の充実に努めるとともに、断水時を想定して、応急給水タンク等の給水器具の整備・充実に努める。

3. 計画内容

既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を行い、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進める。

(1) 施設の整備

ア. 給配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、この記録等を基に破損・寸断箇所の早期発見に努める。

イ. 水道課の行う配水管整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、

「水道施設耐震工法指針」に基づいて耐震化を推進するとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等について、耐震性を考慮した整備計画設定に努める。

- ウ．単一管路で給水されている区域については、配水管の新規布設により、管路のループ化・多重化を検討する。
- エ．配水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料を使用する。

(2) 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

(4) 応急復旧体制の強化

- ア．上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、応急復旧活動及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。
- イ．管路の多重化等により、バックアップ機能を強化する。
- ウ．関係協力団体との協力体制を整備する。
- エ．業務継続計画の充実を図る。
- オ．管路図等の充実を図る。

第2節 公衆電気通信施設災害予防計画

担当	西日本電信電話株式会社、関連事業者
----	-------------------

1. 現況

市外電話回線（メタリック伝送路、光伝送路）によるファクシミリ通信やオンラインシステム等の情報基盤の整備が行われている本町の公衆電気通信施設は、西日本電信電話株式会社が受け持ち、施設の維持・改良及び計画的な巡視点検・測定等を実施している。

2. 基本方針

西日本電信電話株式会社に対して、災害時においても重要通信を確保できるように、以下の内容について要請していく。

また、他の電話関連事業者においても同様とする。

3. 計画内容

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

防災業務計画に関する関係機関との連絡調整を実施する。

(2) 電気通信設備等の防災計画

- ア. 電気通信施設の耐震・耐火・耐風・耐水構造化の実施
- イ. 主要な電気通信設備における予備電源設備の設置

(3) 通信網の整備

災害が発生した場合にも通信を確保するため、主要な伝送路の2ルート化、交換機の分散等の推進を図る。

(4) 防災訓練への参加

本町が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(5) 防災教育の実施

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ的確な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施し、社員の災害に対する認識を深め、防災意識の高揚に努める。

特に地震に対する知識については、以下の事項に関する教育を行う。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震及び津波に関する一般的な知識

第2編 災害予防計画（風水害等対策計画、地震・津波災害対策計画共通）

- ウ. 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ. 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- オ. その他必要とする事項

第3節 電力施設災害予防計画

担当	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
----	----------------------

1. 現 況

本町の電力施設は、関西電力株式会社並びに関西電力送配電株式会社が受け持ち、保安規定等に基づいて施設の管理・維持改良及び計画的な巡視点検・測定等を実施している。

本町は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備に努める。

2. 基本方針

関西電力株式会社並びに関西電力送配電株式会社に対して、災害時においても電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給ができるように、以下の内容について要請していく。

3. 計画内容

(1) 電力設備の災害予防措置

当社が保有する電力設備（水力発電・送電・変電・配電・通信）に対して水害・風害・塩害発生未然に防止ならびに地震動・津波への対応のための設備対応ならびに、対策を実施する。

(2) 復旧用資機材等の確保及び整備

ア. 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

エ. 食料・医療・医療品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医療品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

オ. 復旧用資機材等の仮置場

災害発生時に仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

(3) 電気事故の防止

ア. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ. 広報活動

○電気事故防止 PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

○PRの方法

電気事故防止 PR については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

○停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

(4) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が機能することを確認する。

(5) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講習会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

(6) 防災訓練への参加

本町が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

第4節 鉄道施設災害予防計画

担当	西日本旅客鉄道株式会社
----	-------------

1. 現況

本町には、西日本旅客鉄道株式会社の紀勢本線が走っており、駅（和深駅、田子駅、田並駅、紀伊有田駅、串本駅、紀伊姫駅、古座駅、紀伊田原駅）等の鉄道施設の管理・維持改良及び計画的な巡視点検等を実施している。

2. 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社に対して、地震等の災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、鉄道施設の災害防止について諸設備の整備を要請する。

また、災害が発生した場合には、状況連絡を密接に取り合い、協力して被災列車の乗客や巻き込まれた被災者の救援救護を最優先に行い、輸送業務の早期復旧に努める。

3. 計画内容

(1) 諸施設の改善整備

橋梁やトンネル、法面、土留め等の維持・補修及び改良、落石防止設備の強化や建物設備の維持・補修

(2) 保守の強化

気象や環境の変化に対応する線路警戒体制の確立

(3) その他

旅客対応支援体制の確立、その他防災上必要な設備等の改良の実施

第5節 下水道施設災害予防計画

担当	建設課
----	-----

1. 現況

本町の下水道はサンゴ台地区で整備されており、その普及率は約3.9%（令和3年度）である。

■町内の下水道事業の供用開始の一覧表

行政人口 (人)	処理区名	全体計画 処理面積 (ha)	処理面積 (ha)	全体計画 人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	供用開始 年月日	備考
15,025	大水崎 処理区	33.0	33.0	590	591	3.9	H6.10.1	

注) 行政人口については、令和4年3月31日現在の住民基本台帳による。

2. 基本方針

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るほか、施設の耐震化を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

また、建設の際には、耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図る。

3. 計画内容

(1) 下水道施設の整備

- ア. 下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化、耐震・耐水化など災害に強い下水道の整備を図る。
- イ. 災害発生時の緊急対策として、下水処理場空間を有していることから、防火用水に利用できる施設整備の推進を図っていく。
- ウ. 処理場施設が損傷を受け下水処理が不能になった場合にも最小限の処理を行えるよう、修景のための池を沈殿池等に活用するといった方策について検討を行う。

(2) 応急復旧体制の強化

- ア. 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理調所の保全・整備を行う。
- イ. 幹線管渠の被害の復旧に対してはカメラ撮影等により詳細調査が必要となるため、早急に手配できる体制を整える。

ウ. 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町村による応援体制の整備を行い、また必要な場合には下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制の活用を図る。

(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

(4) 下水道事業継続計画の作成・更新

本町は、災害時における下水道事業の継続を図るため、下水道事業継続計画（BCP）を平成26年12月に策定した。

今後は、計画の点検・検証の結果等を踏まえ、計画の見直しを適宜行う。

第9章 要配慮者に関する計画

担当	福祉課、こども未来課、総務課、消防本部
----	---------------------

「要配慮者」とは、災害対策基本法（第8条）により、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」としている。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」としている。

1. 計画方針

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者は、災害時に適切な行動がとりにくい被害を受けやすい。

本町及び関係機関は、これら要配慮者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力の下に、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。

2. 計画内容

(1) 社会福祉施設等における対策

ア. 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

なお、本町は、水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に、主として要配慮者が利用する施設がある場合、さらに、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の管理者に対して、利用者の避難確保計画の作成や避難訓練等実施の必要性を周知し、利用者の円滑で迅速な避難の確保が図られるよう努める。

イ. 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設の管理者等は定期的に防災訓練を実施する。

また、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練を実施するとともに、地震を想定した救出救護訓練を取り入れ、また、夜間訓練を含めるなど、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努めていく。

なお、訓練により防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

ウ. 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないように、施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については日頃より安全点検を行う。

耐震化等については、特に、昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者施設は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災施設緊急整備事業を活用するなどにより、耐震化や改築等を進める。

エ. 施設のユニバーサル化の促進

要配慮者が安全に避難できるよう、施設や設備のユニバーサル化[※]等の整備、改善を行う。

※ユニバーサル化：全ての生活者にとって安全で快適な生活を過ごせるような共生型の環境を構築する考え方。

オ. 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分である。

各施設の管理者等は、常に施設と地域社会（自主防災組織や事業所等）との連携や本町との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

カ. 緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

キ. 食糧・水等の備蓄等

各施設管理者は、入所者・通所者の利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の備蓄及び緊急調達体制の確保に努める。

ク. 職員不足の場合の準備

各施設管理者は、災害により職員が不足して充足を図る必要があるときに備え、資格保有者名簿等をあらかじめ作成する等選定補充体制の確保に努める。

(2) 要援護高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者対策

ア. 対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の障がい者、高齢者及びこれらに準じる者と考えられる。

(ア) 障がい者

- ①身体障がい者
- ②精神障がい者
- ③知的障がい者

- (イ) 高齢者
 - ①常時寝たきりの状態にある者
 - ②介護を必要とする認知症状を有する者
 - ③常時一人暮らしの者
- (ウ) 傷病者、難病患者
- (エ) 乳幼児
- (オ) 妊産婦

イ. 避難行動要支援者名簿の作成等

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成

本町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成・更新は福祉課が行い、外部への提供は福祉課及び総務課が行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

名簿の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

①避難支援等関係者となる者

本町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- a. 75歳以上の者のみの世帯の構成員である者
- b. 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- c. 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- d. 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- e. 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- f. 町長が必要と認める者

③名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、登録申請書を基本に登録し、その内容を本町関係部署が監理する情報により確認する。

- a. 氏名、性別、生年月日
- b. 住所（又は居所）
- c. 電話番号その他の連絡先
- d. 避難支援等を必要とする理由
- e. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める次項

④名簿の更新に関する事項

- a. 1年に1回更新する。
- b. 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
- c. 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合

は、登録を抹消する。

⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本町が求める措置及び本町が講じる措置

- a. 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講じる。
- b. 名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

⑥要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うための通知又は警告の配慮

本町が策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル（令和3年8月改定）」において、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講じる。

⑦避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(イ) 要配慮者情報の共有

要配慮者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿や要配慮者の登録情報等を活用して要配慮者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

(ウ) 避難行動要支援者の支援体制の構築

避難行動要支援者の支援として、個別避難計画の策定や障がいに応じた避難支援体制の構築を図る必要がある。

このため、個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努めるとともに、適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

また、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

ウ. 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

(ア) 要配慮者及びその家族に対する指導

- ①日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- ②災害発生時には近隣の協力が得られるよう、日頃からコミュニケーションを図る。
- ③地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(イ) 地域住民に対する指導

- ①自主防災組織や区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力し、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備する。

- ②災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ③地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

エ. 情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などに対し、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

オ. 安全機器の普及促進

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、緊急通報システムの活用や防災機器の普及を促進する。

カ. 手話通訳等のボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に手話通訳等のボランティアを派遣できるよう、社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関等の協力を得て、手話通訳等のボランティアの確保に努める。

キ. 二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

(ア) 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次町内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設等社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

(イ) 二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスの提供や、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフが確保できるよう、二次避難所（福祉避難所）を指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

(ウ) 二次避難所（福祉避難所）の周知等

本町は、二次避難所（福祉避難所）の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。

二次避難所（福祉避難所）は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、住民に周知する。

また、受入れを想定していない避難者と受入れ対象者の判断が円滑に行えるよう対象者の特定に努めるとともに、要配慮者等の避難が必要となった際に、二次避難所（福祉避難所）へ直接避難することができることなどの周知に努める。

(3) 外国人への対策

外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、要配慮者に位置付けられる。

これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

ア. 災害関連情報の外国人等への広報

防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

イ. 誘導標識や案内板等の整備

外国人については、言葉の問題が大きな障害となる。

災害発生時、屋外において、外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、ローマ字・英文併記を原則に、道路標識の整備を行う。特に、広域避難場所等の案内板については、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努め、広報活動や防災訓練等により周知を図る。

ウ. 通訳ボランティアの確保

災害発生時に適切な情報を提供するため、また、各拠点の避難所に通訳ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行うなど、通訳ボランティアの確保に努める。

エ. 避難訓練への参加呼びかけ

避難訓練の際には、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

(4) 保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度）の事務処理対策

本町は、県、国及び関係機関（病院、地域包括支援センター等）と連携し、被災により被保険者証を紛失若しくは提示不可能となっても、本人確認等により必要な医療若しくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

第10章 農林水産関係災害予防計画

担当	産業課
----	-----

1. 計画方針

本町及びその他の防災関係機関は、各種の災害から農林水産物、農林水産業施設の被害を未然に防止し、又は最小限に食いとめるため、技術の普及・指導體制の確立など必要な措置を講じる。

2. 計画内容

(1) 農業対策

気象災害による被害の軽減を図るため、農業従事者への防災行政無線等情報伝達システムの確立を検討する。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合等関係機関と緊密な連携を保ち、防災農業技術等の指導を行う。

災害時における家畜伝染病その他疾病の発生予防及び蔓延防止のため、紀南家畜保健衛生所（東牟婁駐在）の協力を得て、平常時より注射、消毒等の指導を行う等、飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

(2) 水産業対策

水産用施設等の災害発生を未然に防止するため、常に気象予報に注意し、巡回・点検に努める。

また、防災知識の普及・啓発を行い、災害時の対処を円滑に実施するため、和歌山東漁業協同組合等関係機関と迅速な協力体制がとれるよう、緊密な連携を保つよう努める。

(3) 林業対策

災害時の対処を円滑に実施するため、南紀森林組合等関係機関と迅速な協力体制がとれるよう、緊密な連携を保つよう努める。

治山については、山崩れ、地すべり等の災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、治山施設の巡回・点検、補強、補修等の必要な措置を講じる。林道は、側溝、暗きょ等の排水施設整備、法面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講じる。

また、病虫害や有害動物の駆除等の効果的な防除を行い、森林の保全を期する。

第11章 地震防災施設緊急整備計画

担当	関係各課等
----	-------

1. 計画方針

本町は、県の策定した、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」等の推進を図る。

2. 事業計画

(1) 整備の対象

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件収容施設
- 7 公的医療機関等の改築又は補強
- 8 社会福祉施設の改築又は補強
- 9 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の補強
- 10 津波による被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 11 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 12 地域防災拠点施設
- 13 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 14 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 16 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等の応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 17 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3部 地域防災力の向上

第1章 防災訓練計画

担当	総務課、消防本部、教育課、福祉課、こども未来課
----	-------------------------

1. 計画方針

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立に重点を置く総合的な防災訓練を実施するとともに、本町、消防団及び自主防災組織等の連携の下に地域単位での各種防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的・災害の状況（土砂災害、複合型災害を含む。）を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

2. 計画内容

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

(1) 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、本町及び防災関係機関、住民、自主防災組織及びボランティア団体等が一体となり、総合的な訓練を年1回実施する。

ア. 実施時期及び場所

災害が予想される時期前に、最も訓練効果のある適当な時期を選び、それぞれの地域において実施する。

イ. 参加機関

本町、関係防災機関、住民、自主防災組織、ボランティア団体等

ウ. 訓練内容

災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、津波避難図上訓練、津波避難訓練、避難誘導訓練、避難所設置運営訓練、救助・救出訓練、応急救護訓練、救助物資輸送配布訓練、初期消火訓練、水防訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、その他必要な

訓練

(2) 津波警報伝達訓練

津波警報の発令を想定した防災行政無線による情報伝達訓練を年1回実施する。

(3) 水防・砂防等訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、出水期より前に、年1回以上実施する。

訓練内容は、水位・雨量等の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法の習得及び避難等とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

なお、水防・砂防等の作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いため、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防・砂防等の思想の高揚に努める。

- ア．観測（水位、潮位、雨量、風速、土壌雨量指数等）
- イ．通報（電話、無線）
- ウ．動員（水・消防団、住民）
- エ．輸送（資材、器材、人員）
- オ．工法（各水防・砂防工法）
- カ．樋門、角落とりの操作
- キ．避難、立退き

(4) 本町職員の参集、招集訓練

大規模災害時や複合災害時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、庁舎及び各施設の非常時の配備体制を確保し、各防災関係機関、住民との連携を図るため、職員の参集、非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部の設置、被害情報の収集・整理・伝達等の訓練を年1回実施し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(5) 認定こども園、小・中学校等の防災訓練

認定こども園、小・中学校等における防災訓練を年1回以上行う。

- ア．園児、児童、生徒の避難訓練
- イ．保育教諭、教職員の避難誘導訓練

(6) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

(7) 復興まちづくり等に関する訓練

職員の復興まちづくりへの理解を深め、復興時に想定される課題を事前に整理するため、復興まちづくりに関する勉強会・講習会、まち歩き、復興まちづくりイメージトレ

ーニングなど、必要な実務能力の習熟に向けた訓練等を実施する。

また、個々の地区での復興まちづくりに向けた課題や対応を探り出すために、住民も含めた復興まちづくりに関するワークショップ等、様々な復興訓練の実施に努める。

(8) 防災訓練の留意点

防災訓練にあたっては、防災マップ等を活用するとともに、防災マップでは危険がないと想定された地域においても、揺れたらまず逃げるといった意識づけや避難は徒歩で行うというルールを徹底することを目指した避難、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、各地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。

その他、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2章 防災知識普及計画

担当	総務課、消防本部、福祉課、教育課
----	------------------

1. 計画方針

大地震等の災害を最小限に食いとめるためには、本町その他防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

本町をはじめ防災関係機関は自らの関係職員に対して防災教育を実施するとともに、区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業者及び学校等と相互に緊密な連絡を保ち、そのかわりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防、災害時における適切な判断力の養成及び防災体制の充実に努める。

また、その際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違いに十分配慮した防災教育、防災意識の普及に努める。

2. 計画内容

(1) 本町職員に対する防災教育

災害対策の成否は防災関係機関のみならず全職員の心構え、適正な判断力及び防災知識が重要となるため、あらゆる機会を利用して職員に対する防災教育を次のような方法で徹底する。

- ア. 各課等に防災担当者を設置し、定期的な会議を開催し、情報共有に努める。
- イ. 新規採用職員を対象とした防災研修を実施し、防災意識の高揚を図る。
- ウ. 防災士や重機等の資格取得を推進し、災害時の防災リーダーの育成に努める。
- エ. 学識経験者、関係機関の専門職員を講師として招き、随時講習会、研修会を開催し、災害の原因及び対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
- オ. 防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担について自覚と認識を深める。
- カ. 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

さらに、本町職員の災害対応力の向上を図るため、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

(2) 町民に対する防災知識の普及啓発

本町、県をはじめ防災関係機関や自主防災組織は、住民が、平常時より災害に対する

備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図るとともに、防災に関する必要な情報を積極的に提供する。

地震発生時は、津波による被害が考えられるため、大きな揺れや長時間の揺れがあった場合は速やかな避難が必要であり、特に沿岸地域の町民は「あきらめずに逃げる」ことが重要であることを周知する。

さらに、地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イマジネーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に対する実践的な防災教育や避難訓練の実施にも努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア. 普及啓発の内容

(ア) 災害の知識

- ①災害の態様や危険性
- ②各防災関係機関の防災体制及び講じる措置
- ③地域の危険場所

(イ) 災害への備え

- ①3日分（できれば1週間分）の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄
- ②非常持ち出し品の準備
- ③家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ④避難場所、家族との連絡方法等の確認
- ⑤自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

(ロ) 災害時の行動

- ①身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- ②情報の入手方法
- ③自家用車の使用制限等の注意事項
- ④要配慮者への支援

イ. 普及啓発の方法

(ア) パンフレット等による啓発

防災マップ（地震、津波）、防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、広報紙による防災関連記事の連載や公共施設への防災資機材等のパネル展示により普及啓発を行う。

また、和歌山県が作成した防災学習ツールの災害対応シミュレーションゲーム（「きいちゃんの災害避難ゲーム」令和3年3月）を活用した普及啓発を行う。

(イ) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、防災出前講座（小中学生、住民等を対象とした講演による地震・津波に関する知識・防災意識の向上）の継続実施、住民参加型防災訓練の実施又は地

域社会活動などの促進・活用による普及啓発を行う。

ウ. 町民への周知事項

(ア) 地震及び津波に関する一般知識

- ①津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- ②地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

(イ) 過去の主な被害事例

(ロ) 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識

(ハ) 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）

(ニ) 風水害対策、地震・津波災害対策の現状

(ホ) 平常時の心得（準備）

- ①食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ローリングストック方式）を行い1週間分程度とすることが理想〕
- ②非常持ち出し品の準備
- ③負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策、ガラスの飛散防止対策
- ④避難路及び避難場所及び所要時間の把握
- ⑤災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑥要配慮者の所在把握
- ⑦石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- ⑧家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- ⑨自動車へのこまめな満タン給油
- ⑩地震保険・共済加入の検討

(ヘ) 災害時の心得

- ①「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること
- ②災害情報等の聴取方法
- ③停電時の処置
- ④避難場所安全レベルについての考え方
- ⑤避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

(ニ) 地震・津波発生時の行動及び応急措置

- ①様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

②緊急地震速報、津波警報・注意報発表時や避難情報等発令時にとるべき行動

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

③初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

④近隣の負傷者、要配慮者の救助

⑤避難場所での活動

⑥国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。

⑦「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透

⑧津波フラッグに関する知識の普及啓発

- ・赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため普及啓発を図る。

(ケ) 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

(コ) 緊急地震速報の正しい活用方法

(ク) 通信の確保

①通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。

②災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 要配慮者に対する啓発

ア. 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

イ. 本町及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

ウ. 要配慮者に配慮した、防災に関する資料の作成、配布等を検討する。

(4) 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒自らが命を守る主体者となるための、災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練等を実施する。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。教育の主な内容は、以下のとおりとする。

ア. 火災の初期消火方法

イ. 避難方法及び時期

ウ. 「和歌山県防災教育指導の手引き」等を活用した防災学習

エ. 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施

- オ．「津波避難3原則」「津波てんでんこ」「津波フラッグ」の浸透
- カ．身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
- キ．歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ク．その他必要事項

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害での教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3章 自主防災組織整備計画

担当	総務課、消防本部
----	----------

1. 計画方針

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全死亡者の約8割が建物倒壊などによる圧死・窒息死で、救出された人の約8割の人が家族や地域の住民の救出活動によるものであった。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波による水死者数が9割以上となる大惨事であったが、多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、避難所運営の支援や炊き出し等の活動が行われた。これらの災害により、我々は災害から自分の命を守るために自ら行動をおこすことの重要性、また、地域の住民で助け合うことの重要性を改めて再認識したところである。

また、平成20年4月1日に和歌山県において施行された『和歌山県防災対策推進条例』には、災害による被害を軽減させるためには、自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域は互いに助け合って守る「共助」が必要であり、住民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ「公助」を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要であるとされている。

このような状況において、本計画では、災害発生直後の初期消火や人命救助等の被害拡大防止、また、応急対策期における避難所運営等における地域住民の役割の重要性を踏まえ、自主防災組織の育成に力を入れていく。併せて、地域住民を顧客として地域と密接に関連して事業を営み、地域社会の構成員である事業所の自主防災体制の整備にも力を入れていく。

また、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性、幼少年等の自主防災組織への参加の促進に努め、災害時の混乱と被害の軽減を図るために、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図っていく。

2. 計画内容

(1) 自主防災組織の育成

本町の自主防災組織は、現在39組織（令和4年9月末）、組織率は98.42%である。

本町は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

ア. 自主防災組織の責務と役割

和歌山県防災対策推進条例では、次のように自主防災組織の責務と役割が定められている。

(7) 責 務

- a. 自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努める。
- b. 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

(イ) 役 割

a. 災害予防対策

(a) 災害危険箇所の確認等

- ① 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努める。
- ② 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努める。
- ③ 自主防災組織は、①及び②により確認及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努める。

(b) 防災意識の啓発等

自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努める。

(c) 防災訓練の実施等

自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

(d) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

(e) 要配慮者の情報把握及び援護体制の整備

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要配慮者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める。

b. 災害応急対策

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における消火活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努める。

イ. 自主防災組織の地域単位

自主防災組織は、住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模を地域単位として組織の設置を図る。

- (ア) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことができる地域単位
- (イ) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

ウ. 自主防災組織の設置及び組織運営

自主防災組織は、その組織の設置に当たり、それぞれの組織において規約及び次の事項等規定した活動計画等を定める。

- (ア) 自主防災組織の編成及び任務分担
- (イ) 防災知識の普及・啓発
- (ウ) 地域の災害危険の把握
- (エ) 防災訓練
- (オ) 情報の収集・伝達
- (カ) 出火防止及び初期消火
- (キ) 救出・救護
- (ク) 避難
- (ケ) 給食・給水
- (コ) 要配慮者対策
- (サ) 他組織との連携
- (シ) 防災資機材等の整備

エ. 自主防災組織の育成方法

本町は、次のような育成方法で地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- (ア) 自主防災組織の必要性の啓発
- (イ) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (ウ) 防災リーダー（女性リーダー）の育成に対する助成（防災士資格取得支援）
- (エ) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (オ) 防災資機材の整備助成
- (カ) 防災訓練の実施

本町は、住民が自主防災組織を設置し、実際に活動をしていくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等に対して支援や助言を行う。

また、自主防災組織の活性化にはその中核となる防災リーダーが必要となるため、各種組織の長、本町職員・消防職員のOB等に協力を求め、県が実施する地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」への参加や講習会への参加等呼びかける。

(2) 事業所の自主防災体制の整備

本町は、事業所に対して、従業員、利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

ア. 事業者の責務と役割

和歌山県防災対策推進条例では、次のように事業者の責務と役割が定められている。

(ア) 責 務

- a. 事業者は、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努める。
- b. 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

(イ) 役 割

a. 災害予防対策

(a) 安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努める。

(b) 建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄

事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努める。

(c) 防災訓練の実施等

事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

(d) 地域への協力

事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努める。

b. 災害応急対策

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努める。

イ. 啓発の内容

(ア) 平常時の活動

- a. 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- b. 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- c. 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- d. 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- e. 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(イ) 災害時の活動

- a. 避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者への援助など）
- b. 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- c. 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- d. 情報伝達（地域内での被害情報の本町への伝達、救援情報などの周知など）
- e. 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(ウ) 対象施設

- a. 学校、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- b. 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- c. 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

(エ) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動が行えるようあらかじめ自主防災計画を定める。

(3) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。

本町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）。

第4章 ボランティアの活動環境整備計画

担当	企画課
----	-----

1. 計画方針

大規模な災害の発生時には、医療、炊出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野においてボランティアによる協力を必要とする。これらボランティアの支援申し入れは、国内のみならず国外からも多数あるものと予想される。

本町は、県、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と連携して、災害時にボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、ボランティア活動や避難所運営に関する研修・訓練の実施体制、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保や被災者ニーズ等に関する情報提供方策等について必要な環境整備を図る。さらに、町職員及び関係団体等との研修や訓練の実施、意見交換を行う機会の拡充に努める。このほか、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

なお、被災現場ではアスベスト（石綿）等による粉じん暴露の可能性があるため、適切な防じん機能を有するマスクを使用する等、作業従事者に対する暴露防止教育を実施すること、さらに、中皮腫や肺がんを発症したときのために、作業従事記録を40年間保存すること等についても検討しておくものとする。

2. 計画内容

(1) 受入れ体制の整備

本町並びに社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対して円滑な活動が行えるよう、受入れ・活動の調整を行うための受入れ機関の設置・運営について、連絡調整を行う。

ア. 本町は、社会福祉協議会及び関係機関と連絡調整の上、受入れ機関となるボランティアセンターを組織し、設置する。

イ. 社会福祉協議会は、本町及び関係機関と連絡調整等を行い、受入れ機関となるボランティアセンターを運営するものとし、災害対策本部と協議・調整し活動計画を定める。

ウ. 災害時に、ボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

(2) 人材の育成、活動支援体制の整備

本町及び関係機関は、社会福祉協議会と連携を図り、町内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、災害時には、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点を整備する。

(3) 発災時のためのボランティア協力

ア. 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項について協力を依頼することとなるため、社会福祉協議会等と連携して、広報や防災訓練等において協力内容の周知に努める。

- (ア) 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- (イ) 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- (ウ) 出火防止、初期消火活動の協力
- (エ) 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
- (オ) 災害ボランティアセンターの設置支援及び運営の協力
- (カ) 避難場所の開設と運営の協力
- (キ) 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
- (ク) 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- (ケ) その他の応急復旧作業等の協力
- (コ) 要配慮者（高齢者、障がい者等）の介護・看護補助
- (サ) 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

イ. 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者について協力を依頼することとなるため、平常時から関係機関と連携して、災害時における協力内容、留意事項等について理解を求めておく。

- (ア) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- (イ) 土木・建築技術者
- (ウ) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- (エ) 教師・保育士及びカウンセラー
- (オ) 通訳（外国語、手話等）
- (カ) 無線技士及び各種機器の修理技術者
- (キ) 自動車・重機の運転士
- (ク) その他

(4) 防災インストラクター制度の検討

本町の地域特性を熟知し、災害対策の経験がある本町職員 OB や消防団員 OB、専門的知識を有する者等を募集し、防災・減災活動にボランティアとして従事する防災インストラクターとして登録を行い、平常時に減災に向けた防災知識普及活動、災害時の支援

活動など、防災に関わる様々な活動を行う人材を確保する制度の創設について、検討を進める。

なお、主な活動は以下の事項が挙げられる。

- ア．自主防災組織の活動方針、マニュアル作成支援
- イ．自主防災組織の研修会における指導・助言
- ウ．地区又は区独自の防災マップ作成支援
- エ．防災訓練への参加

第5章 文教対策計画

担当	教育課
----	-----

1. 計画方針

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

2. 計画内容

(1) 児童生徒等の安全確保対策

ア. 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、津波浸水のおそれがない学校等については、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

イ. 津波浸水のおそれがある学校等についても、震度5弱以上の地震が発生した場合には、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は引き取りまでに時間を要する場合には、学校等が浸水しなかった場合は安全が確認できる学校等、学校等が浸水している場合はあらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

ウ. 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

エ. 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。

オ. 児童生徒等を学校等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

カ. 学校等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

(2) 登下校・登退園時の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

ア. 通学路の安全確保

(ア) 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

- (イ) 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- (ウ) 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

イ. 登下校等の安全指導

- (ア) 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- (イ) 通学路や通園路の危険個所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第6章 業務継続計画等の策定

担当	各課
----	----

1. 本町における業務継続計画及び受援計画等の策定

本町は、大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、限られた行政資源を基に業務を継続することのできる業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定を推進する。

また、迅速かつ的確な応急対策、復旧・復興対策を実施するためには、国、和歌山県、関西広域連合等の多様な支援活動を適切に受入れることが必要となるため、受援計画等を策定する。

2. 事業所等における事業継続計画の策定

事業所等は、災害時において重要事業を継続するため、事業継続計画の策定に努める。

特に、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。

本町は、事業所等の事業継続計画の作成の普及啓発に努める。また、事業継続計画策定の普及啓発活動を通して、事業所等が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

なお、事業所等は、事業継続計画の作成により、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

3. 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

本町は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、本町は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。